

図解

# 今後の麦政策のあり方



農林水産省総合食料局

# はじめに

麦は、米と並んで主食としての役割を果たすとともに、我が国農業において、水田営農にあっては転作作物や裏作作物として、また、畑作営農にあっては輪作作物として、重要な地位を占めています。

一方、麦をめぐる現下の情勢をみますと、国内産麦については、需要に応じた計画的な生産が求められている中で、品質・生産性の向上に遅れがみられ、また、製粉業等の麦の加工産業については、安価な小麦粉調製品等の輸入が増加する中で、コストダウン等を通じた一層の国際競争力の強化に向けた取組が必要となっています。

他方、我が国農業全体をみれば、構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るよう、これまですべての農業者を対象に品目ごとに講じてきた施策を見直し、担い手の経営全体に着目してその安定を図る品目横断的経営安定対策に転換することが喫緊の課題となっています。

「今後の麦政策のあり方」は、こうした農政全体の課題に対応するとともに、需要に応じた良品質な麦の生産をより一層推進する観点から、民間流通を基本とした麦の需給及び価格の安定を図る新たな麦政策を構築するため、平成16年5月に食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会の下に設置された麦政策検討小委員会において、計11回にわたる議論の結果取りまとめられ、同審議会報告として農林水産大臣に提出されました。

本資料は、この「今後の麦政策のあり方」の内容に沿って関連資料を集めたものです。今まさにスタートしている麦政策改革についての一層の理解に役立てて頂きたいと思います。

## 「今後の麦政策のあり方」取りまとめまでの経緯（概要）

平成16年 5月 食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会麦政策検討小委員会立ち上げ

8月 「中間論点整理」取りまとめ

平成17年 10月 「今後の麦政策のあり方」取りまとめ

11月 食糧部会に報告・了承。審議会報告として農林水産大臣に提出

# 目次

## 1 我が国における麦の位置付け 1

- (1) 食生活における重要性 . . . . . 1
- (2) 農産物としての重要性 . . . . . 2
- (3) 法律上の位置付け . . . . . 3
- (参考) 麦の生産・流通・消費における特徴について . . . . . 4

## 2 麦をめぐる諸課題 5

- (1) 麦固有の課題 . . . . . 5
- (2) 農政全体の課題 . . . . . 6

## 3 今後の麦政策の展開方向 7

### ● 国内産麦について

- (1) 品目横断的経営安定対策の導入とそれに伴う施策の整理 . . . 7
  - ① 品目横断的経営安定対策と麦 . . . . . 7
  - ② 品目横断的経営安定対策の導入とそれに伴う施策の整理 . . . 8
- (2) 民間流通制度等の見直し . . . . . 11
  - ① 民間流通制度の見直し . . . . . 11
  - ② 産地改革計画の推進 . . . . . 13
  - ③ 追加契約麦の取扱いの検討 . . . . . 14
  - ④ 品質評価基準の見直し . . . . . 15
  - ⑤ 流通コストの見直し . . . . . 16
- (3) 農産物検査規格の見直し . . . . . 17
- (4) 新品種開発・生産対策の推進 . . . . . 18

### ● 外国産麦について

- (1) 国家貿易の維持 . . . . . 20
- (2) 備蓄制度の見直し . . . . . 21
- (3) 外国産麦の売渡しの見直し . . . . . 23
- (4) 管理コストの削減 . . . . . 27

## 4 麦加工産業対策の推進 28

# 1 我が国における麦の位置付け

## (1) 食生活における重要性

○ 麦は、日常の食生活において、パン・めん・菓子・みそ・押麦など多様な用途で使用されています。

### ● 麦の主な用途

#### 【小麦】

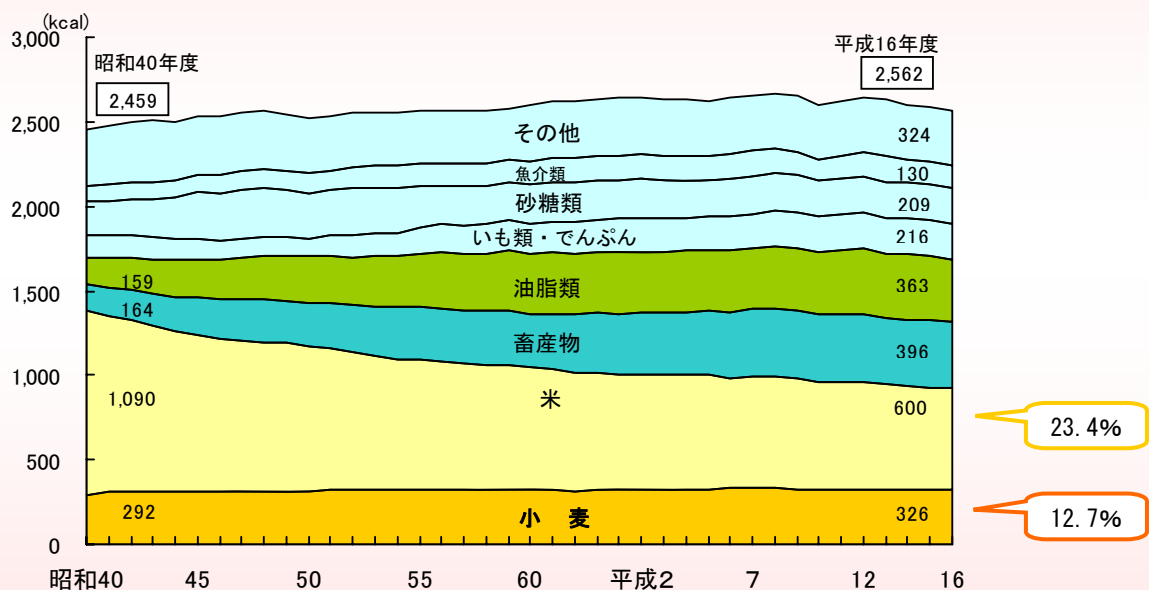
- ・パン類
- ・めん類（ Pasta、うどん、中華めんなど）
- ・ケーキ、菓子類
- ・醤油、みそ
- ・てんぷら粉、から揚げ粉
- ・カレー、シチューのルー
- ・中華惣菜（餃子の皮など）

#### 【大麦・はだか麦】

- ・押麦
- ・麦茶
- ・ビール
- ・焼酎
- ・みそ

○ 麦は、長年にわたり、国民1人が1日に摂取するカロリー全体の約12%を安定的に供給しています。

### ● 国民1人・1日当たりの供給熱量の構成の推移

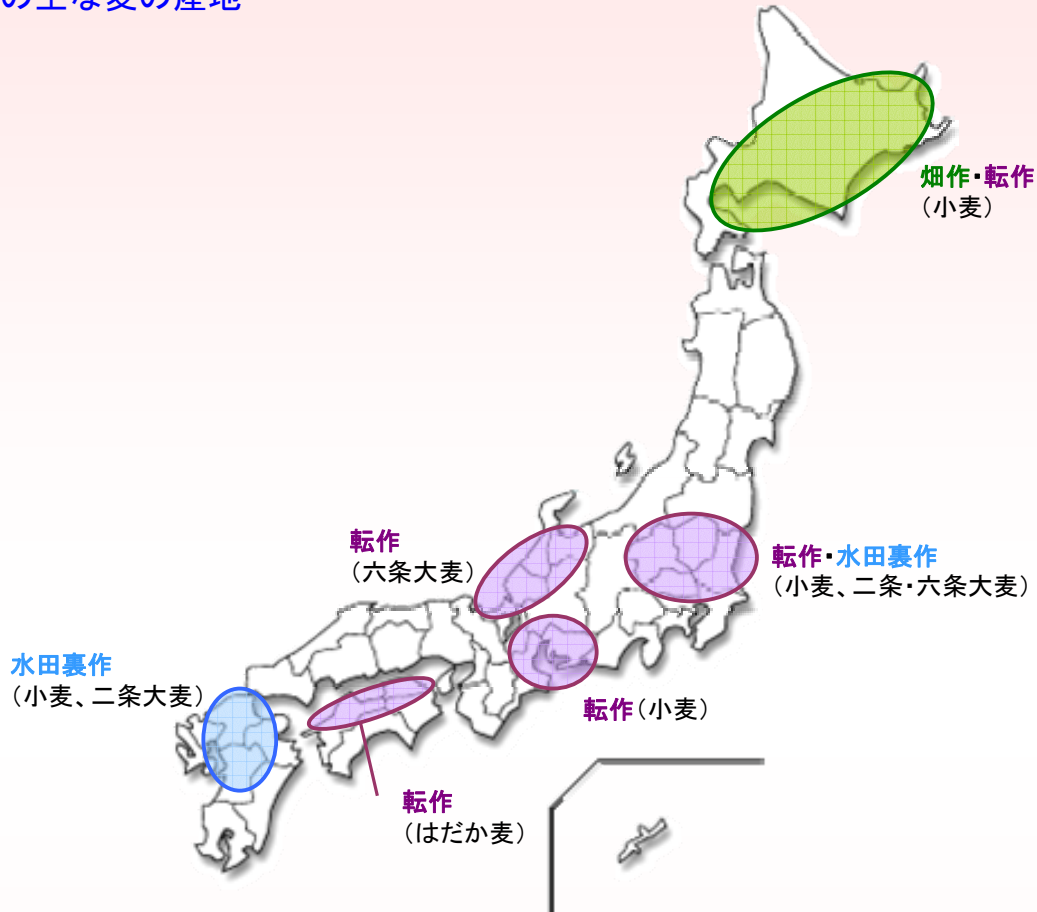


資料：「食料需給表」

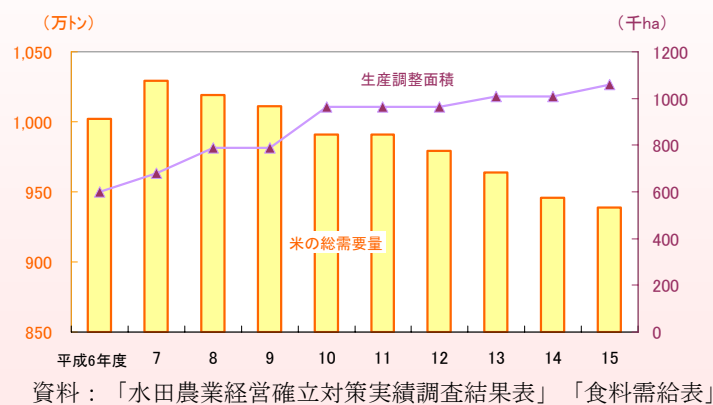
## (2) 農産物としての重要性

- 麦は、我が国において、水田作地帯における転作作物、北関東・北九州等の水田営農における裏作作物、北海道の大規模畑作営農における輪作作物として作付けされるなど、土地利用型農業の重要な作物となっています。

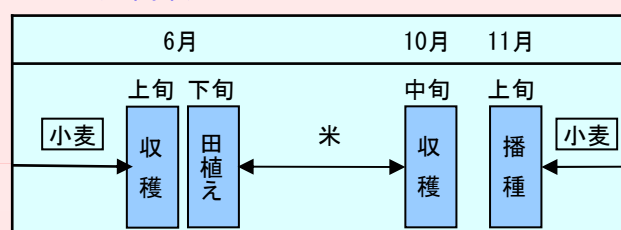
### ● 国内の主な麦の産地



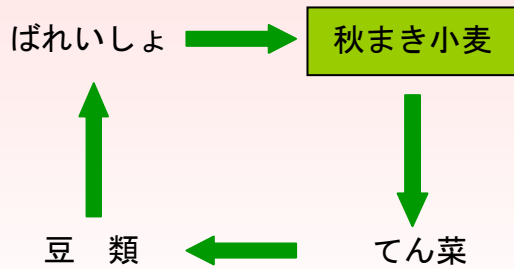
### ● 米の需要量と生産調整目標面積の推移



### ● 裏作の年間スケジュール (北関東)



● 輪作のイメージ（十勝）



（輪作を行わなかった場合の減収の程度）

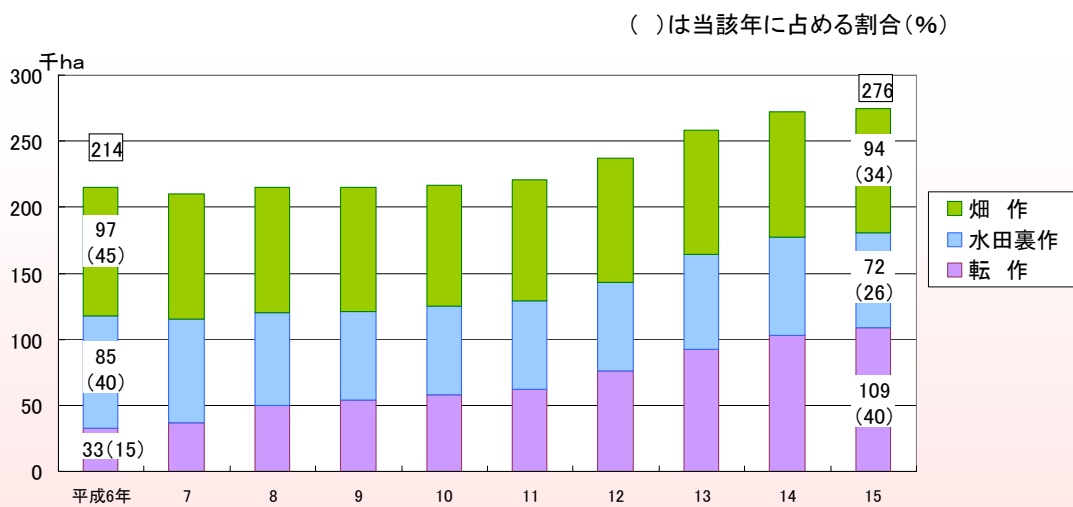
	小麦	いんげん	てん菜	ばれいしょ
収量	75	53	91	83

注1：4年輪作の収量を100とした場合の収量の比率。

注2：連作開始2～10年目（小麦、てん菜は3～10年）までの平均値。

資料：「北海道十勝農業試験場報告」

● 畑作・水田裏作・転作別の麦の作付面積の推移（小麦・大麦・はだか麦合計）



（3） 法律上の位置付け

○ 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号）の第1条（目的）では、麦を米穀と並べて主要食糧に位置付けてきました。

● 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号）（抜粋）

（目的）

**第1条** この法律は、主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする。

## (参考) 麦の生産・流通・消費における特徴について

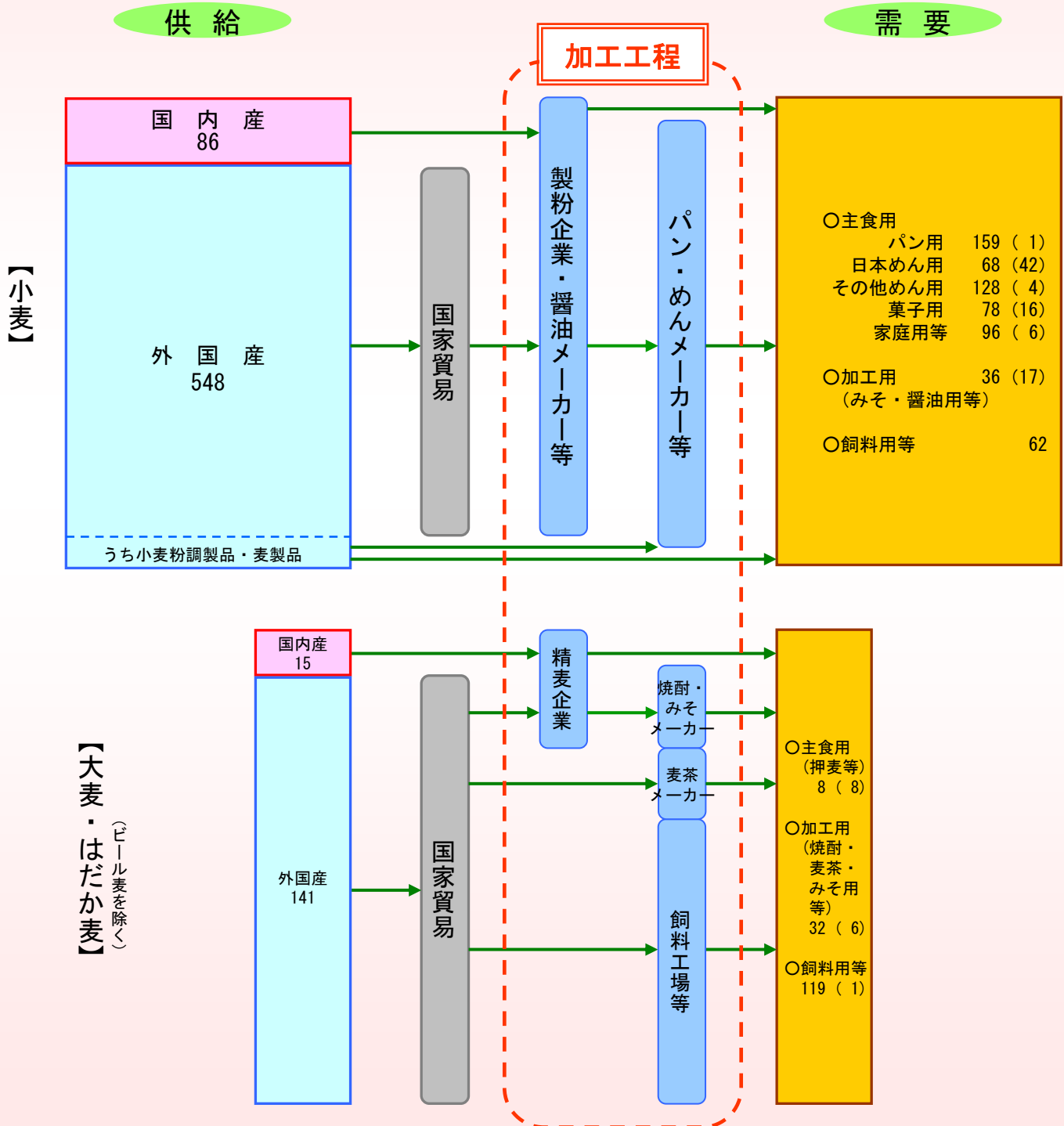
麦は食糧法の中で、米と並んで主要食糧として位置付けられていますが、生産・流通実態等の面で違いがあります。

- 米は需要量を超えて国内生産されているのに対し、麦は需要量の約9割を外国産麦の輸入で賅っています。
- 米は生産から消費まで基本的に穀物粒（もみ、玄米、精米）の状態ですが、麦は最終的にパンやめんとして消費するために、流通過程において各種の加工工程を経ます。

### ● 麦の生産・流通・消費の概要（平成16年度）

単位：万トン

(( ))は内数で国内産麦の量



注：上記の他、在庫の増減などがある。

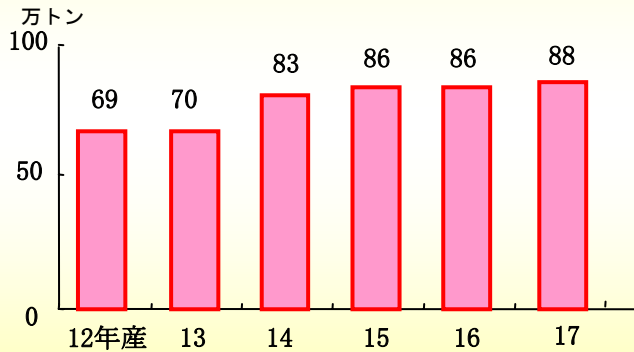
資料：食料需給表（平成16年度）をもとに作成。

## 2 麦をめぐる諸課題

### (1) 麦固有の課題

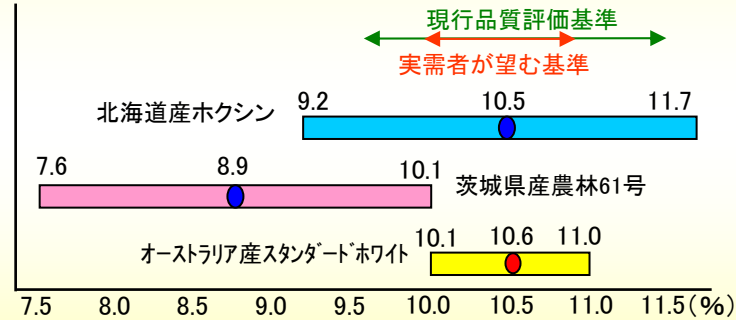
- 国内産麦の生産状況をみると、小麦については生産量が増加し、量的には15年産以降では既に食料・農業・農村基本計画(平成17年3月25日閣議決定。以下「基本計画」という。)における27年度の生産努力目標に到達しているものの、品質・生産性の向上が遅れています。

#### ● 小麦の生産量の推移



※ 基本計画における小麦の生産努力目標数量は86万トン。

#### ● 日本めん用小麦のたんぱく含有量の分布



注1: ●は、平均値(加重平均)。□は、平均値から前後に標準偏差×2の幅を示したものであり、理論的にはこの範囲に95.4%のロットが含まれる。

注2: 平成17年産(オーストラリア産は17年輸入分)の数値である。

- 麦加工産業についてみると、内外価格差が存在する中で、安価な小麦粉調製品等の輸入が増加しており、原料調達面も含めたコストダウン等を通じた一層の国際競争力の強化や企業体質の強化に向けた取組が必要となっています。

#### ● 小麦粉調製品・小麦粉製品の輸入動向

単位：トン、%

暦年	小麦粉調製品		マカロニ・パスタ等		ビスケット	
	数量	対前年増減率	数量	対前年増減率	数量	対前年増減率
平成12年	117,636	8.5	95,099	10.8	10,826	12.5
13	126,425	7.5	92,675	△2.5	13,185	21.8
14	130,848	3.5	101,415	9.4	14,755	11.9
15	132,603	1.3	107,755	6.3	20,657	39.9
16	136,256	2.8	111,527	3.5	25,182	21.9

注：小麦粉調製品とは、小麦粉に砂糖などを加えたもの。  
資料：日本貿易月報(財務省)

- 制度全体の運用面をみると、麦会計は大幅な赤字が継続しています。

#### ● 国内産麦の生産振興に要する経費と外国産麦の売買差益の推移(小麦・大麦・はだか麦合計)

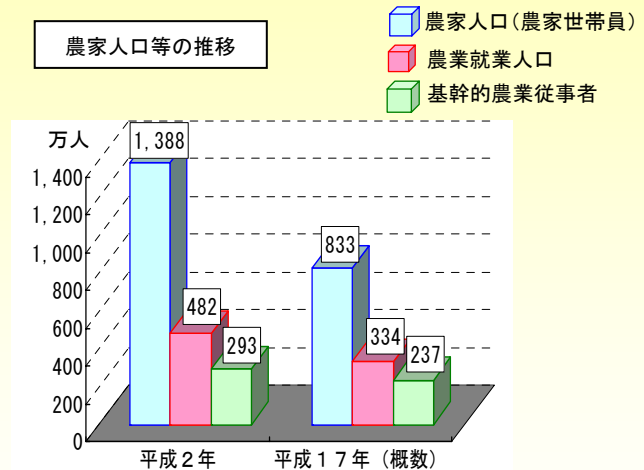
年	内麦生産量 (千トン)	内麦振興費 (億円) ①	外麦輸入量 (千トン)	外麦差益 (億円) ②	内外麦収支 (億円) ②-①
平成7年	662	651	4,716	842	191
12	903	911	4,938	778	▲133
13	906	921	5,075	629	▲292
14	1,047	1,067	4,638	524	▲543
15	1,054	1,060	5,301	755	▲305
16	1,059	1,055	5,288	753	▲302

## (2) 農政全体の課題

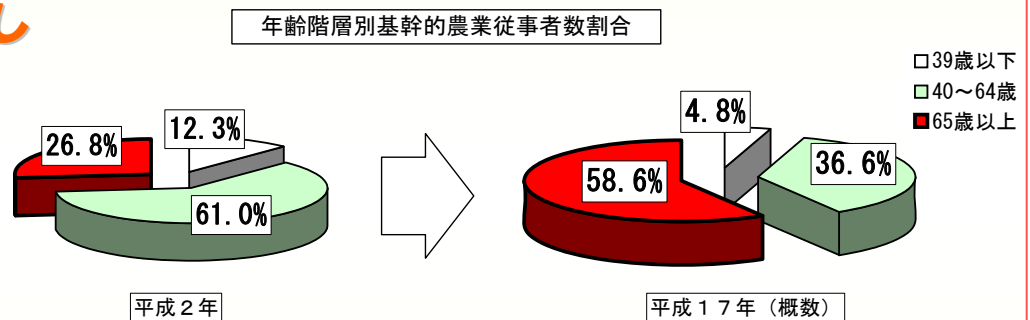
○ 我が国農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応しうよう、すべての農業者を対象に品目別に講じてきた施策を見直し、担い手の経営全体に着目してその安定を図る新たな経営安定対策に転換することが必要になっています。

### ● 農業の緊急の課題

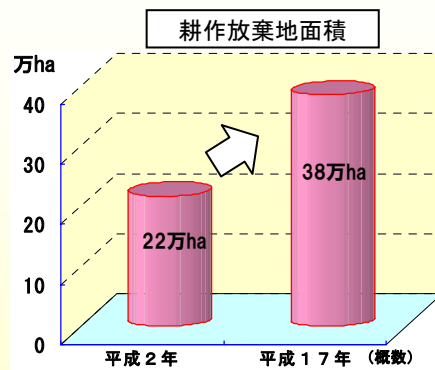
**農家人口が減少しています！**



**高齢化が進行しています！**



**耕作放棄地が増えています！**



地域農業を担う、意欲と能力のある個別経営、法人経営を育成・確保することが必要です。

◆ **担い手の主役**

**それが認定農業者です ◆**

小規模な農家にも、兼業農家にも、高齢者の皆様にも、『担い手』の一員となっただけの方途があります。

◆ **それが集落営農です ◆**

※ 農林水産省「品目横断的経営安定対策のポイント」より抜粋。

### 3 今後の麦政策の展開方向

#### ● 国内産麦について

#### (1) 品目横断的経営安定対策の導入とそれに伴う施策の整理

##### ① 品目横断的経営安定対策と麦

- 品目横断的経営安定対策のうち諸外国との生産条件格差を補正するための補てんは、過去の生産実績に基づく支払だけでなく、各年の生産量や品質に基づく支払も併せて行われるものであり、実需者のニーズに応じた良品質で生産性の高い麦生産の推進という国内生産の課題の解決を促進するものです。

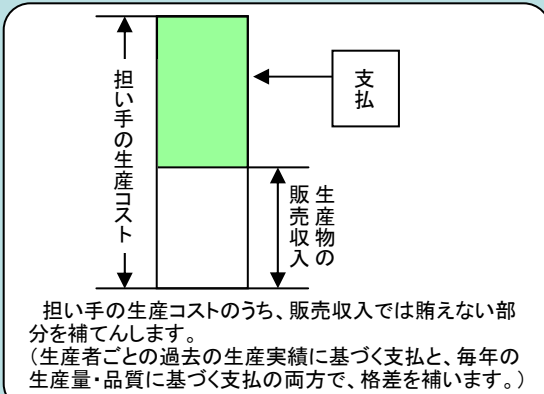
#### 支援の内容

#### 2種類の補てんが受けられます。

##### ① 諸外国との生産条件格差を補正するための交付金〈生産条件格差補正対策〉

###### 【対象品目】

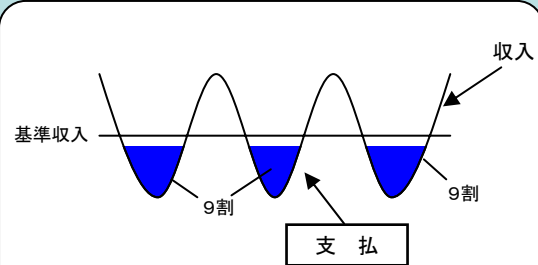
麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



##### ② 収入の変動の影響を緩和するための交付金〈収入変動影響緩和対策〉

###### 【対象品目】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



- 経営規模の小さい都府県の水田作地帯における麦生産を中心に、多数存在している集落営農や麦作集団などについても、一定の要件を満たせば品目横断的経営安定対策の対象に位置付けられます。

#### 支援の対象

#### 次のいずれかの“担い手”が支援の対象です。

①

認定農業者



+

都府県 4ha以上  
北海道 10ha以上

基本原則。  
特例については  
次頁参照。

②

一定の条件を備える集落 営農

+

20ha以上



###### 【5つの要件】

農用地の利用集積目標

規約の作成

経理の一元化

主たる従事者の所得目標

農業生産法人化計画の作成

● **品目横断的経営安定対策の対象者要件に関する経営規模の特例**  
 (都道府県知事からの申請に基づき国が別途基準を設けることが可能)

【農地が少ない場合】

物理的制約から規模拡大が困難な地域に限定し、基本原則の概ね8割まで(中山間地域の集落営農は5割まで)面積規模要件を緩和可能

【生産調整組織の場合】

地域の生産調整面積の過半を受託する組織に限り、20ha×生産調整率(下限7ha)まで(中山間地域は20ha×生産調整率×5/8(下限4ha)まで)面積規模要件を緩和可能

【所得確保の場合】

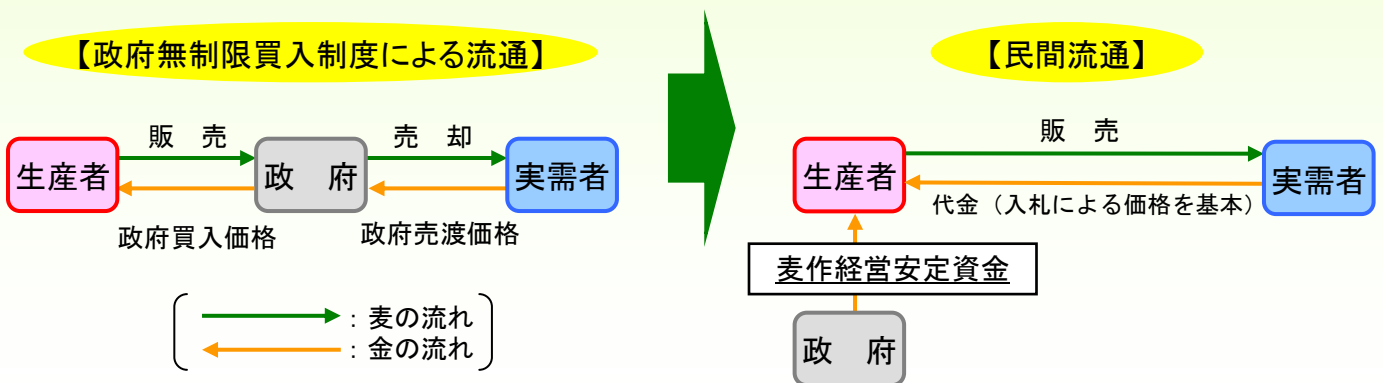
農業所得が基本構想の半分を超え、対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが概ね1/3以上の場合、事情に応じて個別に認定

② **品目横断的経営安定対策の導入とそれに伴う施策の整理**

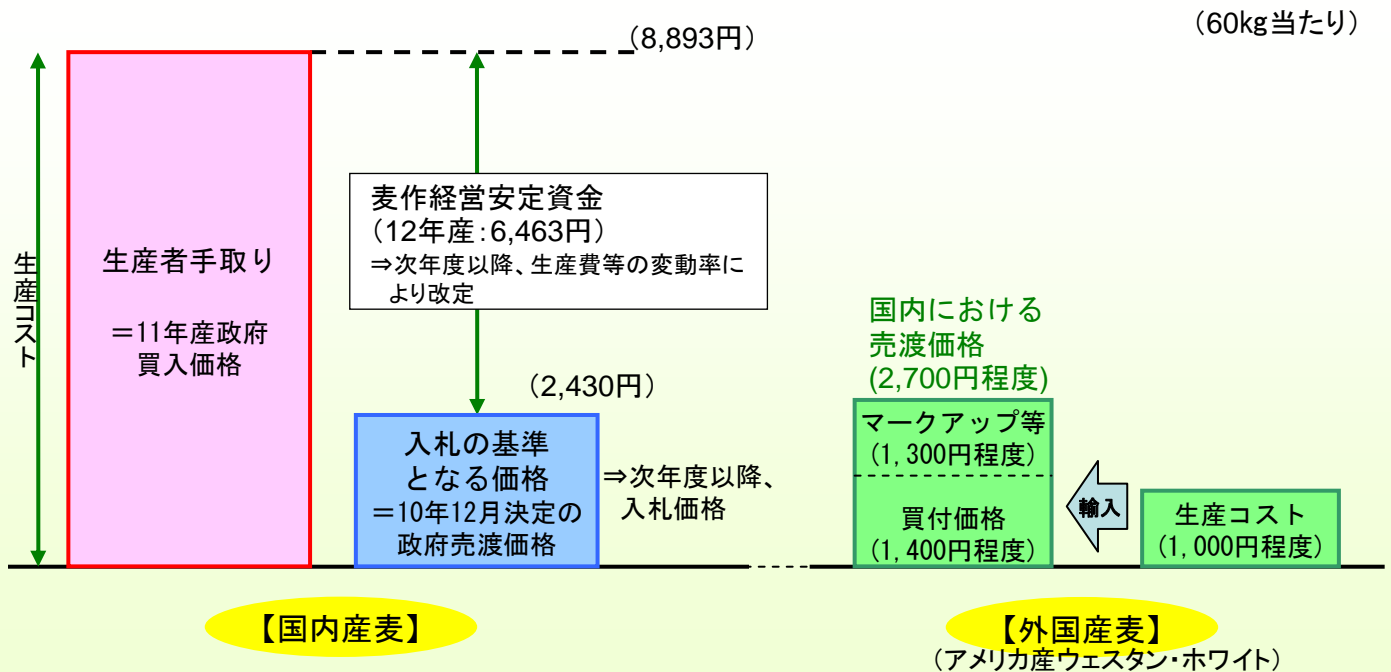
○ **麦作経営安定資金(予算措置)**

平成10年に策定された麦大綱において、政府無制限買入制度から民間流通への移行を進めるため、麦作の担い手となるべき生産性の高い経営体の経営安定に資する観点から国内産麦の生産コストに着目して導入された経営安定措置であり、品目横断的経営安定対策と機能が重複するため、同対策への移行に合わせて廃止します。

● **流通の仕組み**



● **移行初年度(12年産)における麦作経営安定資金(民間流通麦の生産者に支払)**



○ 政府無制限買入制度（旧食糧法第41条）

政府買入価格の持つ麦の再生産確保機能が品目横断的経営安定対策に代替されることに伴い、また、民間流通が17年産において既に100%定着したことを踏まえ、廃止します。

● 「新たな麦政策大綱」（平成10年5月29日農林水産省省議決定）（抜粋）

- 「需給と生産のミスマッチを解消し、需要に即した良品質麦の生産を推進する観点から、国内産麦については、これを実態的にも自由な民間流通に委ね、生産者と実需者が品質評価を反映した直接取引を行う仕組みを導入する。」
- 「民間流通の定着に伴い、政府買入れの必要性は漸次薄れていき、最終的には不要となると考えられるが、民間流通への円滑な移行を図る観点から、民間流通が定着するまでの間は政府買入れの途を残すこととする。」

● 旧「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（抜粋）

（麦の政府買入れ）

旧第41条 政府は、政令で定めるところにより、麦をその生産者又はその生産者から委託を受けた者の売渡しの申込みに応じて、無制限に買い入れなければならない。

2～6 （略）

● 政府買入数量の推移

単位：万トン

年産	小 麦		大麦・はだか麦	
	生産量	政府買入数量	生産量	政府買入数量
平成10年	57	53	14	7
11	58	54	21	9
12	69	2.35	21	1.14
13	70	0.14	21	0.20
14	83	0.04	22	0.11
15	86	0.03	20	0.10
16	86	0.00	20	0.01
17	88	—	18	—

麦作経営安定資金  
導入

資料：農林水産省「作物統計」（生産量）

○ 麦の需給見通し（改正食糧法第41条）

麦大綱が策定されてから7年、生産者や実需者の努力の結果、国内産麦の民間流通が100%達成されましたが、その背景には、政府無制限買入制度など現行食糧法に基づく内外麦に係る制度の枠組みがあったことも事実です。

このため、国内産麦について、今後とも適正かつ円滑な民間流通が確保され、政府無制限買入制度の廃止に伴う生産者の不安感が払拭されるよう、麦の需給見通しを政府が策定することとします。

また、政府はこの需給見通しに基づき、麦の備蓄の円滑な実施を図るとともに、麦の適切な輸入及び売渡しを行うこととします。

● 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」改正案（抜粋）

（主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針）

第2条 （略）

2 （略）

3 政府は、麦の需給及び価格の安定を図るため、麦の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、麦の供給が不足する事態に備えた備蓄の円滑な運営を図るとともに、麦の適切な輸入及び売渡しを行うものとする。

（麦の需給見通し）

第41条 農林水産大臣は、麦の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、麦の需給に関する見通し（以下「需給見通し」という。）を定めるものとする。

2 需給見通しにおいては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 麦の種類別需要数量に関する事項
- 二 前号の種類別需要数量に対応する麦の生産数量及び輸入数量に関する事項
- 三 麦の備蓄の種類別目標数量その他麦の備蓄の運営に関する事項
- 四 その他麦の需給の安定に関する重要事項

3 （略）

● （参考）米穀の基本指針における需給見通し

平成17/18年の主食用等の需給見通し

単位：万トン

		全体需給	
		うち政府米	
平成17年6月末在庫量	A	256	84
平成17年産米生産量	B	851	40
供給量計	C=A+B	1,107	124
需要量	D	854	40
平成18年6月末在庫量	E=C-D	253	84

資料：「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（17年7月）より抜粋

## (2) 民間流通制度等の見直し

### ① 民間流通制度の見直し

- 生産者団体と実需者団体で構成される民間流通連絡協議会では、平成16年9月、市場原理の一層の徹底を図る観点から、現行の民間流通制度の見直しと、今後の検討方向が決定されました。
- その後、平成17年4月の協議会では、18年産における取組が決定され、播種後における作付面積の確認、アローワンス（播種前契約締結時において契約数量に設定した一定の幅）の地域の実情に応じた地方協議会での弾力的な設定などの措置が実行に移されています。

### ● 民間流通の仕組みと課題

#### 【現行の仕組】

##### 播種前契約

播種時点で販路が明らかになっているため生産者は安心して生産でき、実需者も国内産麦の計画的調達が可能

##### アローワンス

- ・ 全国一律に設定
- ・ 気候変動のバッファとして有効に機能し、民間流通の円滑化や農家経営の安定に寄与

##### 入札取引

###### 義務上場制

- ・ 産地・銘柄別の販売予定数量が小麦は3,000トン、大麦・はだか麦は1,000トン以上の銘柄については販売予定数量の30%について上場することを義務付け
- ・ 入札数量の確保を通じた適正な価格形成の実現

###### 値幅制限

- ・ 入札価格を前年価格の一定範囲内（小麦は±7%、大麦・はだか麦は±5%）に限定
- ・ 過度の価格変動の回避が可能

###### 申込限度数量

- ・ 買受申込時点で、買い手別の買受実績シェアに基づく上限あり
- ・ 安定的な原料調達に寄与

##### 相対取引

###### 実績主義

過去の買受実績シェアのみによる販売条件の提示。

#### 【課題】

- ・ 実需者の視点からすると、最新時点のニーズに応えるためには、播種前契約のみではなく多様な取引形態が用意されている必要
- ・ 入札価格は播種前に形成されるため、その年の需給・品質に応じた価格と乖離が発生
- ・ 小麦の生産量が80万トンを超え、実需者に引取りへの限界感がある中で、契約数量を上回るアローワンス分に係るリスクが顕在化
- ・ アローワンスを大幅に超過する産地も見られ、実需者の負担感が増大（実需者から面積が契約時より増加しているとの声）

制度導入時からの環境変化

国内産麦のほぼ全量が民間流通に移行

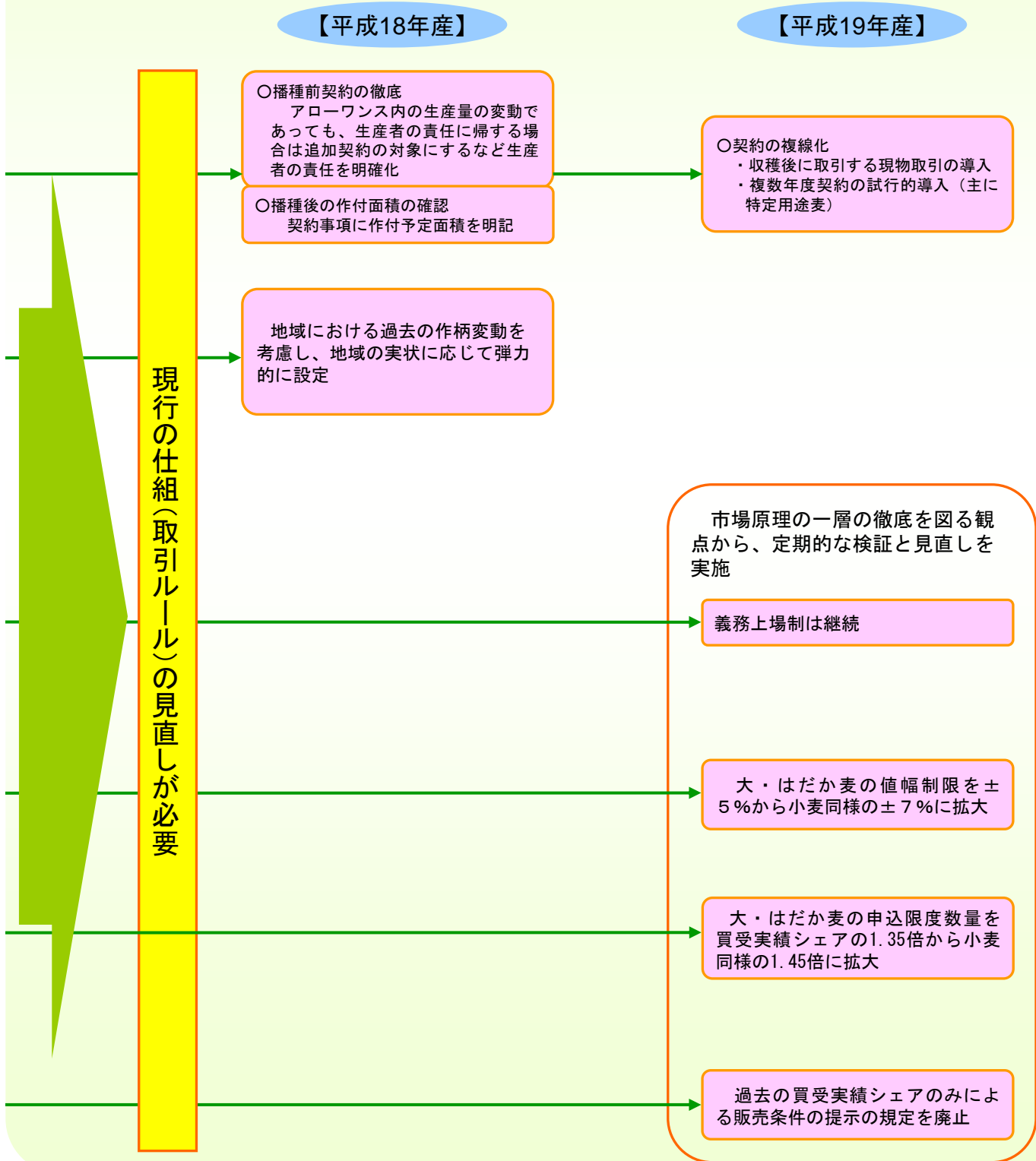
- ・ 生産量は基本計画の目標を達成したものの、品質・生産性は目標を未達成
- ・ 調製原料としてだけでなく、「個別商品」としての内麦評価の高まり
- ・ 産地により実需者ニーズに合った麦生産の取組に格差

- ・ 義務上場制について、学校給食への供給等の地産地消の動きを阻害している側面があるとの指摘が散見

- ・ 値幅制限や申込限度数量は、価格を硬直化させることで市場メカニズムが十分に機能することを阻害

- ・ 過去の買受実績がない銘柄についての相対取引の実施を阻害
- ・ シェアの固定化を促進し、新規参入の可能性を排除

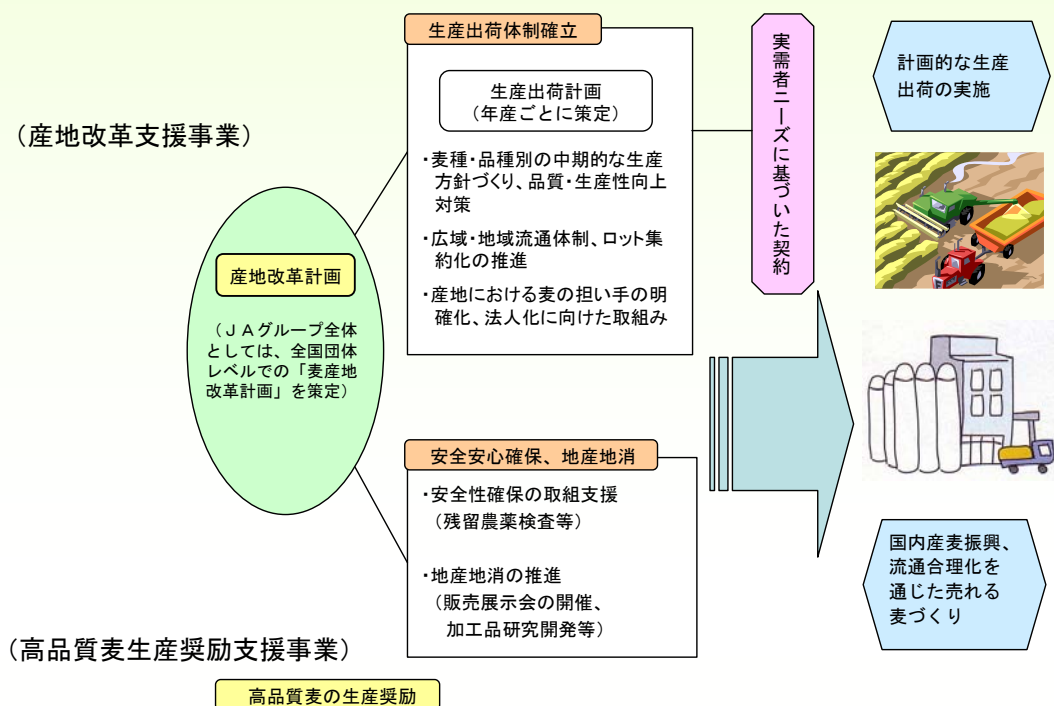
- 19年産以降については、
  - ① 契約の複線化（現物取引の導入、複数年度契約の試行的導入）、
  - ② 追加契約麦（アローワンスを超えたもの）への入札取引の導入、
  - ③ 相対取引における実績シェアのみにより販売条件を提示する仕組みの見直し、
  - ④ 入札の仕組み（義務上場制、値幅制限等）の見直し
 について検討をすすめることとされています。



## ② 産地改革計画の推進

- 産地における実需者ニーズに応じた良品質麦の生産を推進する観点から、17年産から産地改革計画に基づき生産出荷計画を策定し、実需者ニーズに即した生産出荷体制の確立、品質改善等に取り組んでいます。
- 産地改革計画において、担い手づくり、地産地消対策等、各産地の創意工夫による取組みや、需要の高い品種・麦種への作付転換等、良品質麦生産のための取組みについて支援しています。

### ● 産地改革計画の推進のイメージ



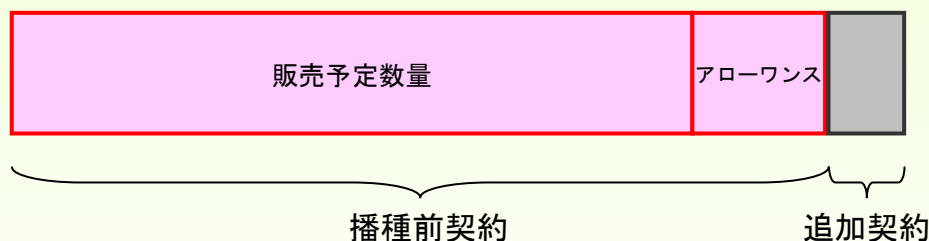
### ● 産地改革計画の具体例

産地改革計画の目標例	取組事例
実需者ニーズに即した生産出荷体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春まき小麦の生産振興</li> <li>・新品種や実需者ニーズが高い麦を作付した生産者に対する助成</li> <li>・小麦から大麦、はだか麦への作付転換への助成</li> <li>・品質分析機の導入、品質検査の実施</li> </ul>
原料麦の安全、安心確保のための取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤かび防除のための小麦DON検査の実施</li> <li>・栽培履歴の作成の指導</li> <li>・残留農薬検査の実施</li> <li>・土壌分析の実施</li> </ul>
地産地消のための取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元産麦のPR活動やイベントの実施</li> <li>・学校給食への食材提供</li> <li>・地元産小麦の製造加工委託の推進</li> </ul>

### ③ 追加契約麦の取扱の検討

- 需要に応じた良品質で生産性の高い麦の生産に取り組むため、播種前契約を徹底する観点から、追加契約麦について、契約数量分とは異なる扱いとします。その際、適正かつ円滑な流通を図るため、現行の国内産麦流通円滑化特別対策事業の見直しにより対応を図ります。

#### ● 播種前契約と追加契約の関係



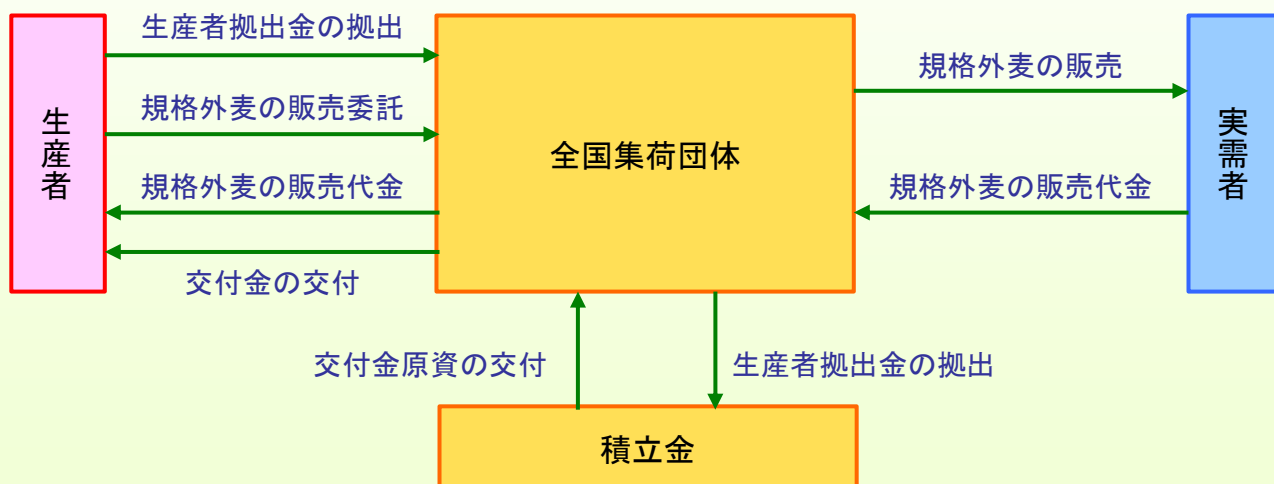
※ 追加契約：大豊作により播種前契約数量（アロワンスを含む。）を超えて生産され、収穫後に契約される麦。

#### ● 小麦の契約状況

単位：万トン

	播種前契約数量	追加契約数量	民間流通数量
平成12年産	59.3	2.0	61.2
13	63.4	0.4	63.8
14	76.0	1.8	77.8
15	75.4	4.5	79.9
16	77.2	3.5	80.7

#### ● 国内産麦流通円滑化特別対策事業（規格外麦の流通円滑化対策）の概要



#### ④ 品質評価基準の見直し

○ 品目横断的経営安定対策への転換に併せて、品質改善を推進する観点から、品質評価の基準について、生産実態・実需者ニーズを踏まえ、適切に見直しを行う必要があります。

#### ● 麦作経営安定資金の単価（18年産、小麦）

単位：円/60kg

等級区分 ランク区分	1 等	2 等
A	6,610	5,450
B	6,110	4,950
C	5,960	4,800
D	5,902	4,742

注1：1、2等の格差：1,160円/60kg

注2：品質格差：A-B 500円/60kg、B-C 150円/60kg、C-D 58円/60kg

#### ● 品質評価の基準（日本めん用小麦）

	基準値	許容値	実需者が望んでいる基準値
たんぱく	9.5~11.5%	8.0~13.0%	10.0~11.0%
容積重	833g/l以上	-	840g/l以上
灰分	1.60%以下	1.70%以下	1.50%以下
フォーリングナンバー	300以上	200以上	300以上

##### Aランク

・品質評価項目の基準値を3つ以上達成し、かつ、許容値を全て達成している麦

##### Bランク

・品質評価項目の基準値を2つ達成し、かつ、許容値を全て達成している麦

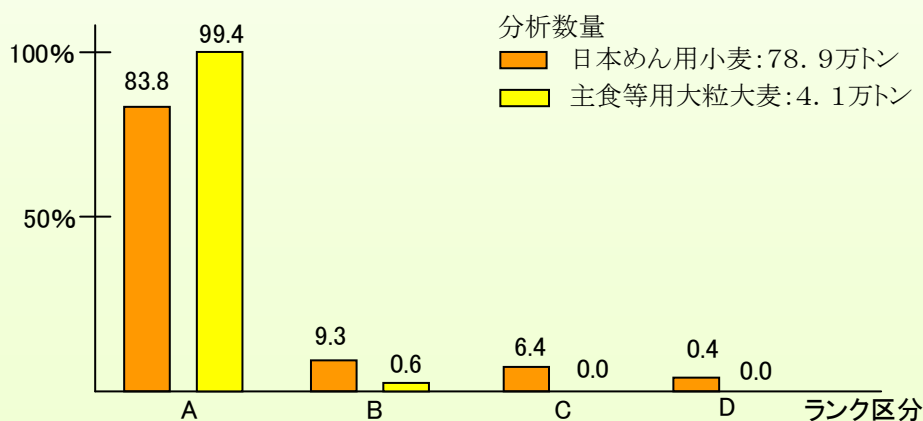
##### Cランク

・品質評価項目の基準値を1つ達成し、かつ、許容値を全て達成している麦  
 ・品質評価項目の基準値を2つ以上達成しているものの、許容値を達成していない麦

##### Dランク

・品質評価項目の基準値を全く達成していない麦  
 ・品質評価項目の基準値を1つ達成しているものの、許容値を達成していない麦  
 ・雑銘柄の麦  
 ・異なる銘柄を混合している麦

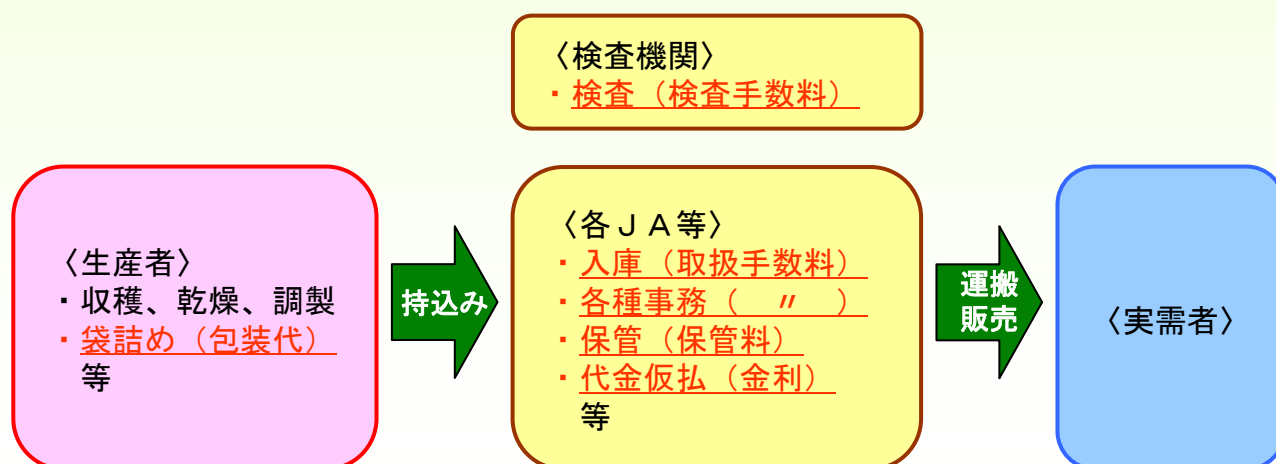
#### ● 17年産品質評価結果



## ⑤ 流通コストの見直し

- 民間流通麦にかかる流通コストについては、民間流通への円滑な移行を図る観点から、当面政府がその負担を助成することと整理されたものであり、民間流通への完全移行という状況を踏まえ、本来のあり方に立ち返り、見直す必要があります。

### ● 麦の民間流通にかかるコストのうち、政府助成のあるもの（下線の部分）



### ● 流通コスト助成の単価（小麦）

単位：円／100kg（袋物は60kg当りを100kg当りに換算）

	平成12年産	13～14	15	16	17	18
取扱手数料（袋物）	604	604	560	333	290	217
〃（ばら）	602	602	558	500	435	326
検査手数料（袋物）	50	50	50	50	50	50
〃（ばら）	47	47	47	47	47	47
包装代（60kg紙袋）	233	213	213	213	213	213
金利・保管料（袋物）	402	402	373	222	193	222
〃（ばら）	402	402	375	336	292	336

### (3) 農産物検査規格の見直し

- 農産物検査規格については、容積重などの外形的要件に依っている品位等検査の見直し、成分検査項目の拡充など成分検査の見直しを検討する必要があります。  
既に、春まき小麦については、独自の形質規格を設定し、17年産麦の検査から適用しているところですが、今後とも実情に応じた形質規格を設定していく必要があります。

#### ● 農産物検査の検査項目

##### 品位等検査

(現行の基準は平成元年に設定)

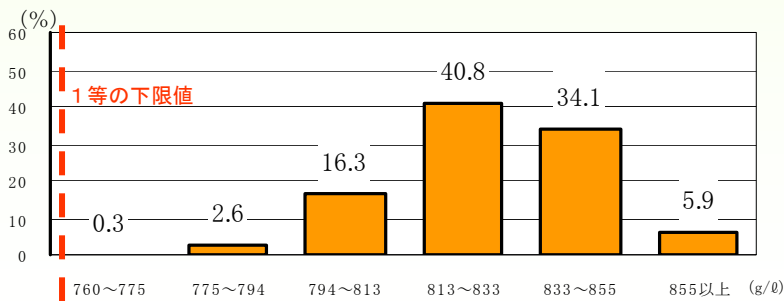
- 物理的性状に基づき1等、2等又は規格外に格付け
  - ・数値基準：容積重（比重）、整粒割合、水分率、被害粒混入率等
  - ・形質：粒の充実度、粒ぞろい、光沢等  
(標準品となる麦を設定し、それとの比較で検査)

##### 成分検査

(現行の基準は平成7年に設定)

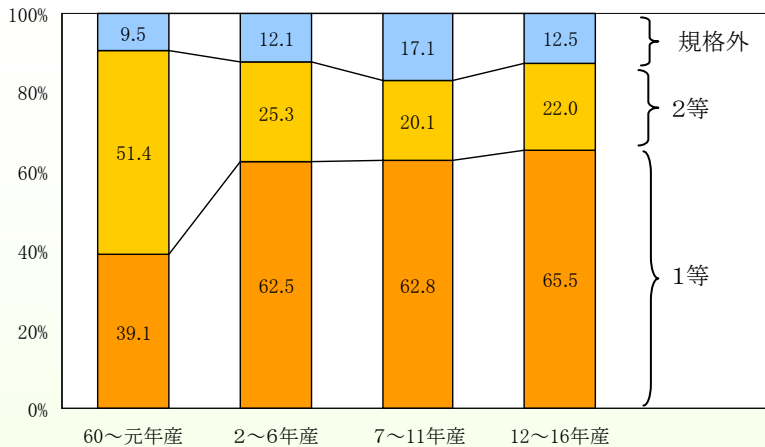
- 理化学分析により、たんぱく質含量、でん粉粘度（フォーリングナンバー）を測定

#### ● 普通小麦（1等）の容積重の分布状況（11～16年産平均）



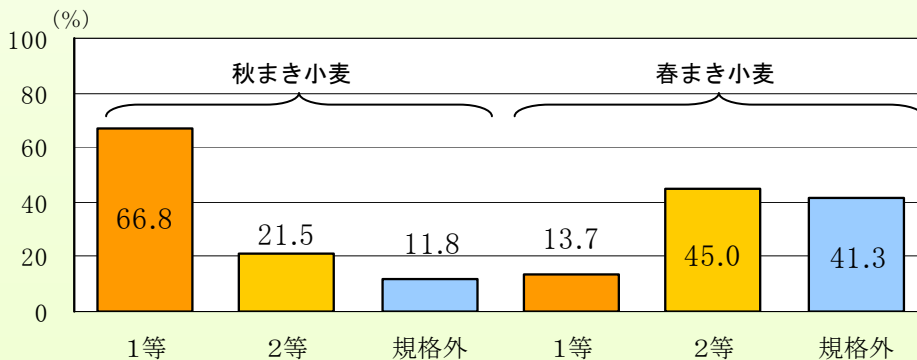
注1：15年産は調査を実施していない。  
注2：1等麦の下限値は760 g/lである。  
資料：食糧庁「国内産麦の品質調査結果表」等

#### ● 普通小麦の等級間比率の推移（5か年平均）



注：平成元年に、麦の品位等検査の規格が改正されている。  
資料：農林水産省「麦の検査結果」

#### ● 秋まき小麦と春まき小麦の等級比率（12～16年産の平均）



注：春まき小麦は、北海道の「はるひので」「ハルユタカ」「春よ恋」の3品種。  
資料：農林水産省「麦の検査結果」

## (4) 新品種開発・生産対策の推進

- 最近の消費者の安全・安心志向の高まりを背景に、国内産麦に対する需要が高まっており、国内産麦を100%使用した麦製品（パン・めん・押麦等）が増えてきています。このような国内産麦に対する需要を更に拡大させるためには、実需者ニーズに応じた新品種を開発することが必要です。

このため、各地域段階の研究推進会議における新系統の選抜、品種化の決定に実需者が参画するなどの取組を一層推進することが必要です。

### ● 国内産小麦を原料とした加工食品の表示の状況（工場数）

年度	パン		めん	
	表示有り	表示無し	表示有り	表示無し
平成元年	52	21	120	38
16	311	51	247	45

資料：農林水産省「国内産小麦を原料とした加工食品の事例」

### ● 麦類の新品種開発件数（平成11年～）

麦種	用途等	品種数
小麦	日本めん用	13(1)
	パン用等	9(2)
	小計	22(3)
大麦	六条大麦	4
	二条大麦	2
	はだか麦	1
	小計	7
総計		29

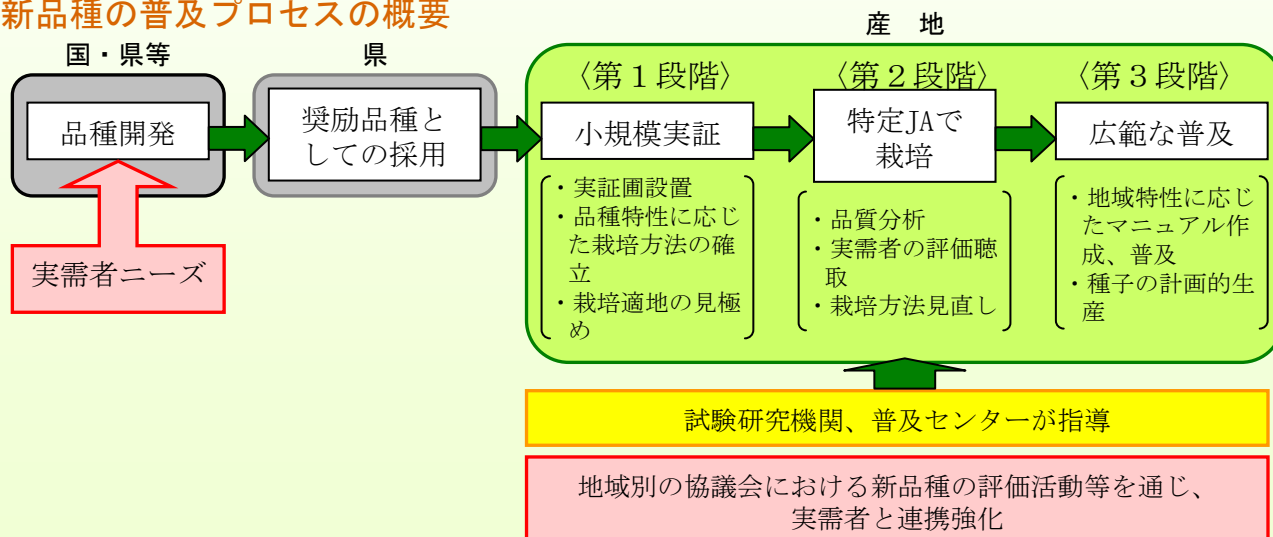
注：（ ）内は県または民間育成品種。

### ● 日本めん用小麦品種の製めん評点

品種名	育成年	産地	製めん評点			
			色・外観	食感	食味	合計
イワイノダイチ	11	愛知	25.7	35.7	10.5	71.9
イワイノダイチ	11	福岡	24.9	35.5	10.5	70.9
きたもえ	12	北海道	25.5	36.3	10.5	72.3
ネバリゴシ	12	青森	24.5	36.9	10.5	71.9
きぬの波	13	群馬	26.1	37.6	10.5	74.2
ふくさやか	14	滋賀	24.5	35.2	10.5	70.2
農林61号（標準）			24.5	35.0	10.5	70.0
ASW（参考）		（豪州）	27.1	38.0	10.5	75.6

注：製めん評点とは、群馬県産農林61号の総合評価を標準（70点）とし、実際にうどんを作り、パネラーが食べ比べ点数化したもの。データは平成16年における一般圃場産原料の評価（製粉協会）。

### ● 新品種の普及プロセスの概要



## ● 国内産麦を積極的に活用した取組例

### パン

#### <全国流通>

- 製パン企業A社は、国産小麦による食パン作りの課題（グルテンの少なさ）を独自の製パン技術により克服し、国産小麦を100%使用したソフトな食パンを製造・販売。

### パン

#### <地産地消>

- 群馬県の製粉企業B社は、群馬県産小麦（W8号等）を100%使用したバケットタイプのパンを開発し、子会社である焼きたてパンの専門店8店舗を通じて販売。

### うどん

#### <地産地消>

- 香川県のCうどん店では、15年にさめきの夢2000が新品種として登録されたのを機に、めん用小麦粉をASWからさめきの夢2000に全面的に切り替え、地域ブランドによる販売を展開。

### 中華めん

#### <地産地消>

- 北海道D市では、地元の麦の有効利用を考えるJAや地元製粉企業E社、二次加工業者F社が共同で、地元産の麦ハルユタカ、ホロシリを原料とした地元産麦を使用したラーメンを開発・商品化し、市内スーパー等で販売。

### 菓子

#### <地産地消>

- 埼玉県のG社では、国産小麦によるカステラ作りの課題（グルテンの多さ）を独自の製造技術により克服し、埼玉県産農林61号を100%使用したカステラを製造・販売。

### 大麦

#### <全国流通>

- 精麦企業H社は、色白で黒条線が細いことが特徴である国産大麦の新品種ファイバースノウを使用した押麦商品を開発・販売。豊富な食物繊維の効用を積極的にアピール。

- 国内産麦の生産の現状をみると、地域の条件を踏まえた新品種の導入・普及や麦種の転換、産地におけるきめ細かな品質管理、早期収穫技術の導入・普及等により、麦種・用途ごとの実需者ニーズに応じた良品質麦の計画的生産を推進することが重要となっています。
- また、個々に農業経営を行う農業者・法人、集落営農・麦作集団について、地域の実情に応じて担い手を明確化し、これを育成していくことが重要となっています。

## ● 平成27年度における生産努力目標（基本計画抜粋）

単位：万トン

	平成15年度	平成27年度	農業者その他の関係者が積極的に取り組むべき課題
小麦	86	86	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実需者のニーズに応じた麦種・用途ごとの計画的な生産を展開</li> <li>○ 実需者ニーズの農業者への的確な伝達、産地単位での品質管理の強化、加工適性の高い品種の育成・普及の加速化等により、品質を向上</li> <li>○ 担い手の生産規模の拡大、収穫期における雨害の軽減等により、生産コストを3割程度低減</li> </ul>
大麦・はだか麦	20	35	

## ● 外国産麦について

### (1) 国家貿易の維持

- 需要量の約9割を占める外国産麦の安定供給を図るため、
  - ① 現在、我が国の需要に応えられる多様かつ良品質な麦を安定的に輸出できる国は、アメリカ、カナダ、オーストラリアの3国（カナダ、オーストラリアは輸出国家貿易）であること
  - ② 外国産麦を効率的かつ安定的に国内へ供給するためには、現在のインフラの整備状況に即した配船を行う必要があること
 等から、麦について国家貿易を維持することが必要です。
- 国家貿易は、国内産麦の民間流通の定着に資してきたことに留意し、食糧法改正後は、麦の需給見通しに基づき行う必要があります。

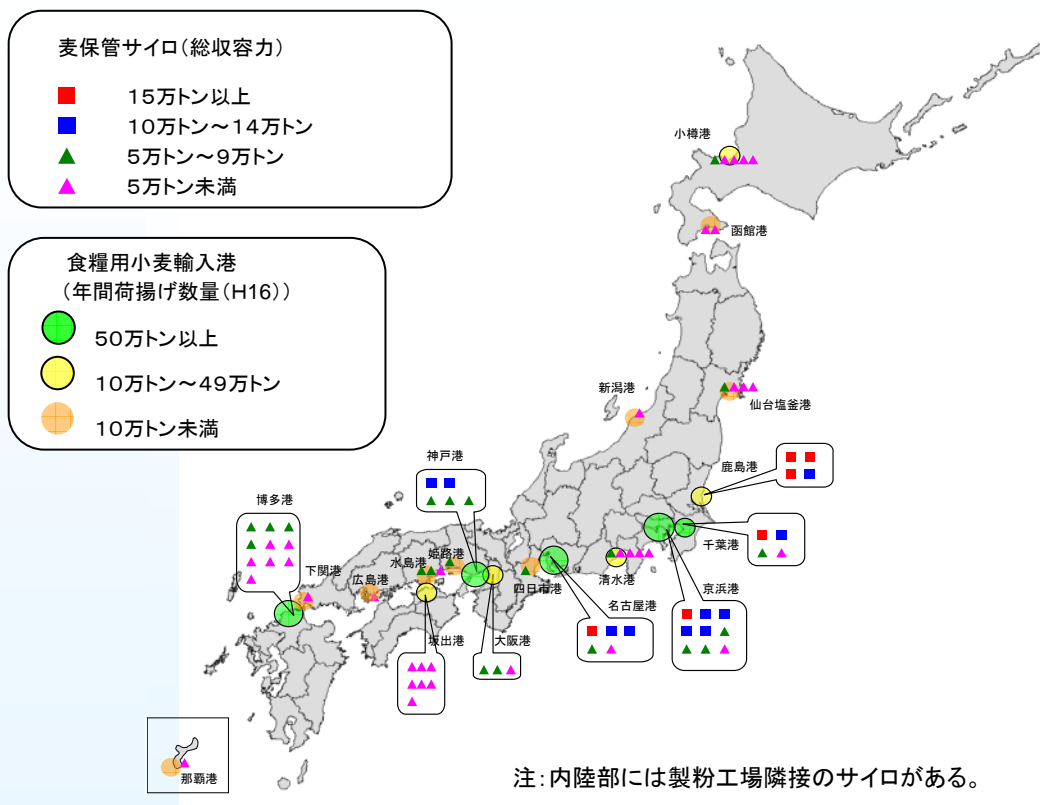
### ● 小麦の主要輸出国と日本の食糧用麦年間輸入量

単位：万トン

輸出国					日本の年間輸入量 (全体に占める割合%)
輸出国	生産量	輸出量	備考		
 アメリカ	5,874	2,846	巨大穀物商社		276 (55)
 カナダ	2,586	1,514	輸出国家貿易		109 (22)
 オーストラリア	2,260	1,583	輸出国家貿易		113 (23)
 E U	13,676	1,437			—
 アルゼンチン	1,600	1,350			—
世界計	62,663	11,298			合計 498 (100)

資料：米国農務省「Grain:World Markets and Trade」(2005.12.12)による。  
日本の年間輸入量は農林水産省が輸入した食糧用小麦の量（平成16年度決算ベース）。

### ● 小麦輸入港と港近辺のサイロ分布図



## (2) 備蓄制度の見直し

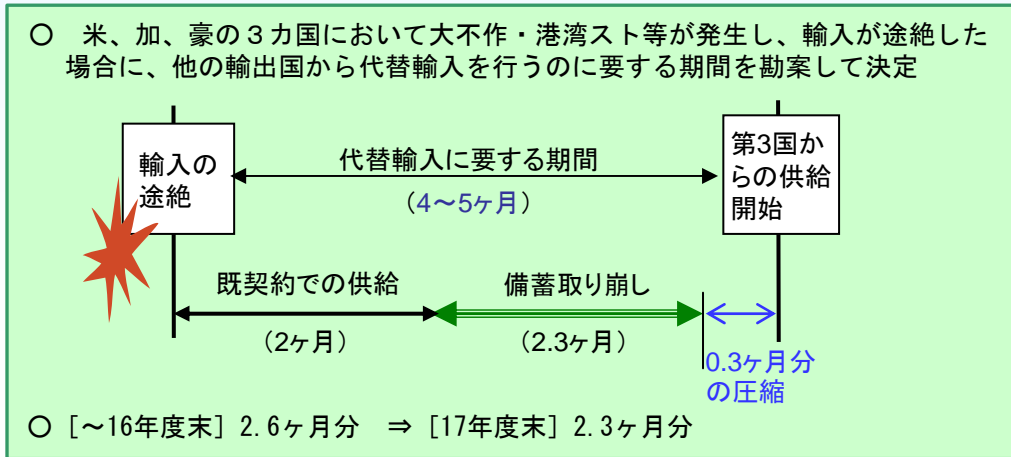
### ○ 不測の事態に必要な数量

不測の事態に備え国全体で必要となる数量については、従来2.6ヶ月とされていましたが、

- ① 他の輸出国からの代替輸入に要する期間が0.3ヶ月程度短縮化していること
- ② 過去最大の備蓄の取崩しは1.8ヶ月であったこと（平成5～6年のカナダでの船積遅延による取崩し）

等を踏まえ、一定程度（例えば代替輸入期間の短縮分である0.3ヶ月程度）の圧縮が可能でした。そこで、17年度末には、2.3ヶ月となるよう見直しを行いました。

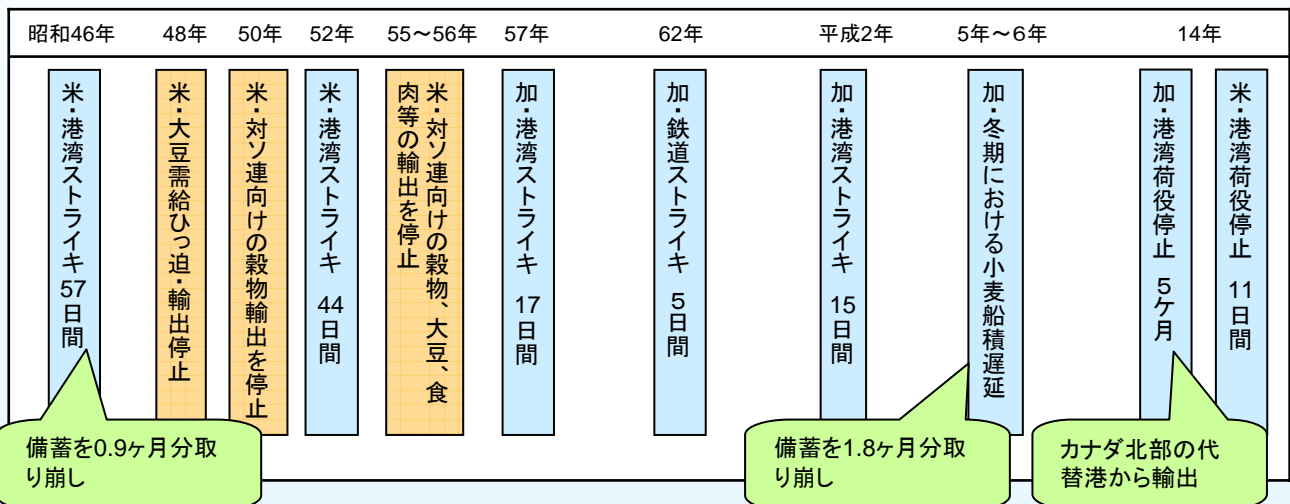
### ● 不測の事態に備え国全体で保有しておく必要がある数量



### ● 状況の変化

- **代替国における船積み期間の短縮**（港湾収容力の増加、船積能力の向上）  
 〈主要港における10年前との比較〉
  1. 輸出数量の拡大に伴うサイロの増設等により、港湾収容力は概ね倍増。
  2. 1日当たり船積能力も輸出エレベーターの新設等により数倍に上昇。
- **我が国に到着した麦の供給期間の短縮**（港湾収容力の増加、荷役能力の向上）  
 〈主要港における変化〉
  1. 本船が接岸して荷役する割合が30年前と比較して約1.5倍に上昇。
  2. 荷役能力が高い港湾設備の導入によるサイロ搬入の迅速化。

### ● 輸出国における禁輸措置の発動、ストライキ等の発生状況とその対応事例



## ○ 備蓄の官民分担

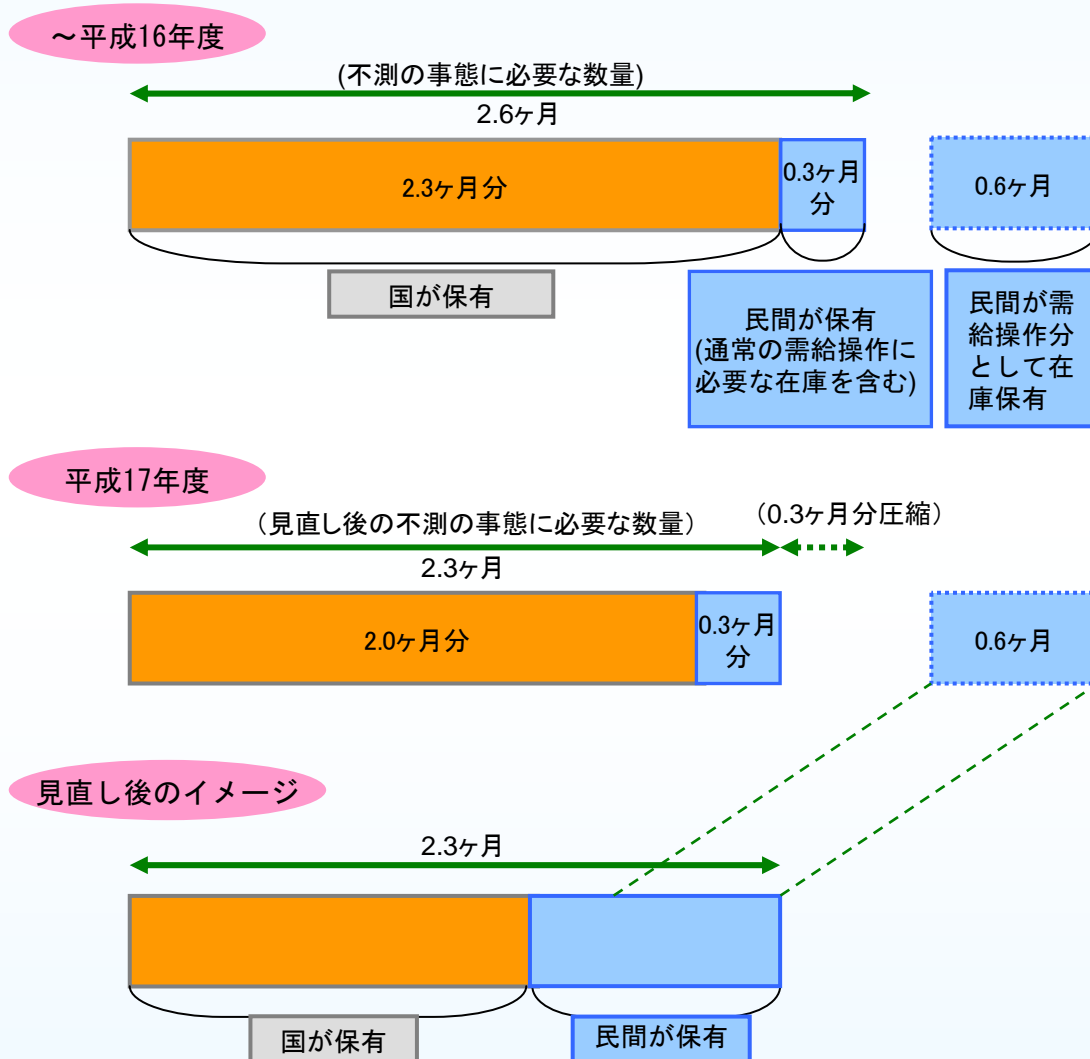
民間の在庫だけでは安定供給に支障を来す場合に、国が最後の出し手として放出することで安定供給を図ることが基本となります。

すなわち、

- ① 通常時の需給操作に必要な在庫（例えば現行の民間のランニングストック0.6ヶ月分に現行の備蓄水準に係る民間保有分のうちの需給操作分を加えた水準）は民間が保有し、
  - ② 不測の事態において通常時の需給操作に必要な在庫だけでは不足するものは備蓄として国が保有する
- という整理を行うことが必要です。

なお、この整理については、制度全体の費用負担の削減の観点から、早急に行うことが必要です。

## ● 官民分担の見直しイメージ



## ● 麦以外の品目に関する在庫保有の官民分担の例

- 他品目においても通常の需給操作等に必要な在庫は民間が保有。国は、民間保有在庫を考慮して備蓄を保有。

〔飼料穀物〕

必要水準約2ヶ月分（民間の在庫約1ヶ月分、国の備蓄約1ヶ月分）

〔食用大豆〕

必要水準約1ヶ月分（民間の在庫約17日分、国の備蓄約2週間分）

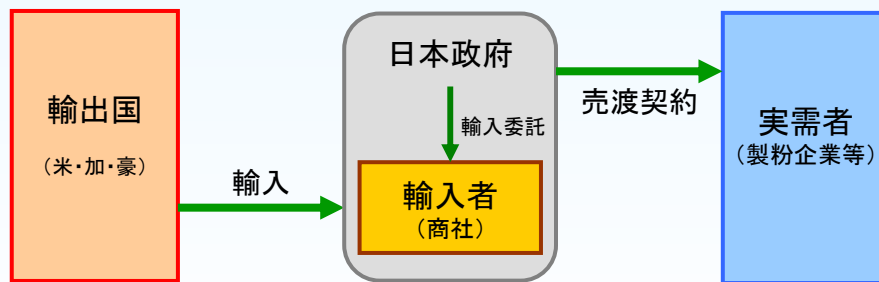
### (3) 外国産麦の売渡しの見直し

#### ○ 売買同時契約方式（SBS方式）

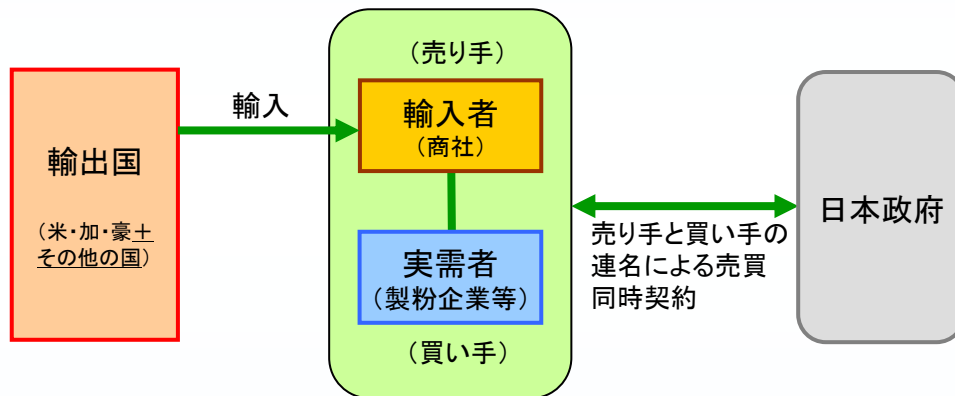
麦については、国家貿易を維持することが必要ですが、一方で国家貿易では最新時点における実需者の多様なニーズにきめ細かく対応することに限度があることから、米や飼料用麦について既に導入されているSBS方式を、新たに麦についても導入する必要があります。

なお、その具体的な運用に当たっては、関係者の意見を聴取しつつ適切に実施する必要があります。

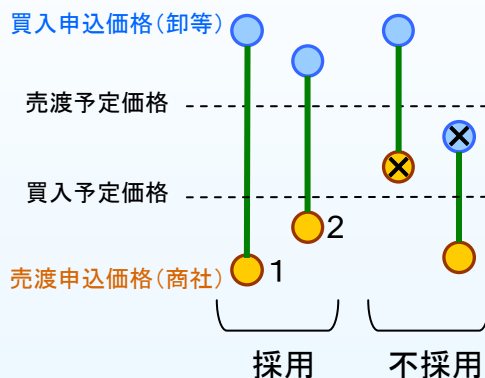
#### ● 現行の国家貿易による輸入方式



#### ● SBS (Simultaneous Buy and Sell : 売買同時契約) 方式



#### ● (参考) 現在米で実施されているSBS方式による契約条件



・マークアップ（売買価格差）が大きいものから契約。

※ 但し、売り手の売渡申込価格が政府の買入予定価格以下であり、かつ、買い手の買入申込価格が政府の売渡予定価格以上であることが条件。

#### ● SBS方式のメリット

- 買い付ける麦の銘柄
  - 輸入時期、港、数量等
- 実需者が独自に選定可能

## ○ 標準売渡価格制度の廃止と変動制の導入

毎年、標準売渡価格を定め、年間を通じて一定の価格で売り渡す標準売渡価格制度については、

- (i) 当初は消費者の家計ヘインフレの影響が及ばないようにすることを目的に導入された制度であるが、
  - a 現時点ではこのようなインフレは想定し難いこと
  - b 小麦粉価格も低下傾向で推移していること
  - c 現在、標準売渡価格の算定の根拠とされている品目は、家計における小麦粉と精麦のみであり、パン・めん類等の麦製品の大部分は対象となっていないこと
- (ii) 同じ主要食糧である米についても、既に標準売渡価格は廃止され、市場実勢に即した売渡しが行われていること

等を踏まえると、その設定の根拠は現時点では見出し難いと考えられるため廃止することが適当です。

廃止後の売渡価格は、買付価格（輸入委託商社に支払う買入委託代金）に一定のマークアップを上乘せした売渡価格となります。

このうち買付価格については、毎回の買付価格とするのか、一定期間ごとの買付価格の平均とするのかという点について、効率的な物流を達成する等の観点に立ち、決定する必要があります。

## ● 麦の標準売渡価格の規定

旧食糧法第43条

(麦の政府売渡し)

- 2 前項の規定により売渡しを行う場合における予定価格は、政令で定めるところにより、標準売渡価格を基準として定める。
- 3 前項の標準売渡価格は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定める。

## ● 家計麦価の算式

$$P_w = P_w \times \frac{I_1}{I_0} - C$$

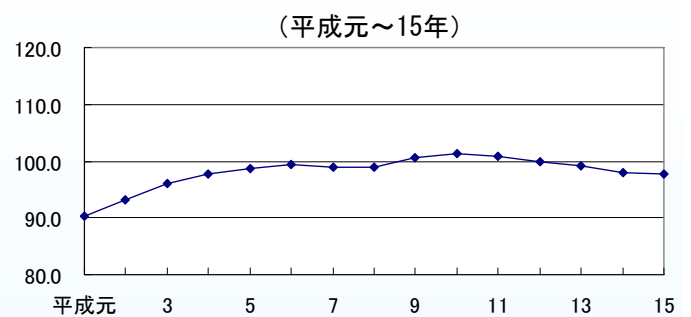
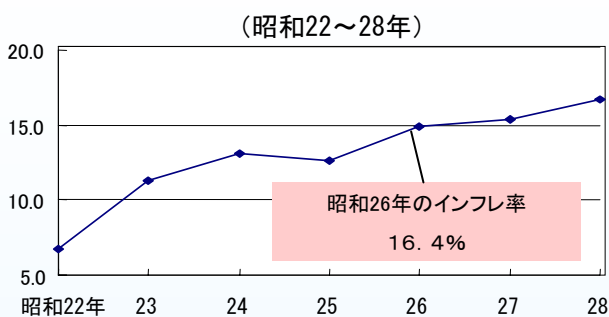
$P_w$  : 基準期間における小麦粉等の消費者価格

$I_1$  : 比較期間における可処分所得

$I_0$  : 基準期間における可処分所得

$C$  : 麦の流通、加工等の費用

## ● 物価指数の推移



資料：総務省「消費者物価指数」。指数は平成12年を100とした。

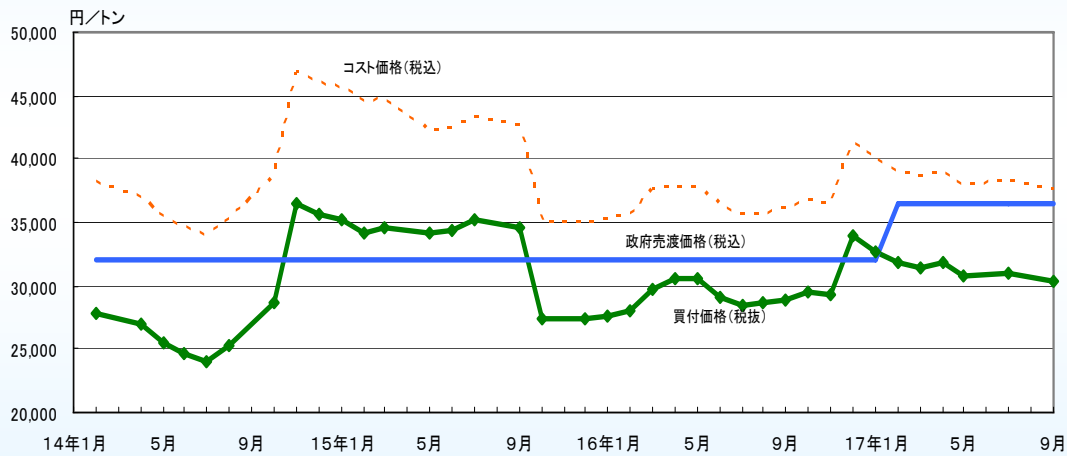
## ● 小麦粉の国内企業物価指数の推移



注：国内企業物価指数とは、企業間で取引される商品の価格に焦点を当てた物価指数。

- 大麦については、売買逆ザヤが生じており、管理経費も賄うことができない状況です。このため、売買逆ザヤの解消を始め適切なコスト負担の観点から、売渡価格を設定することが必要となっています。

● 大麦の買付価格と売渡価格

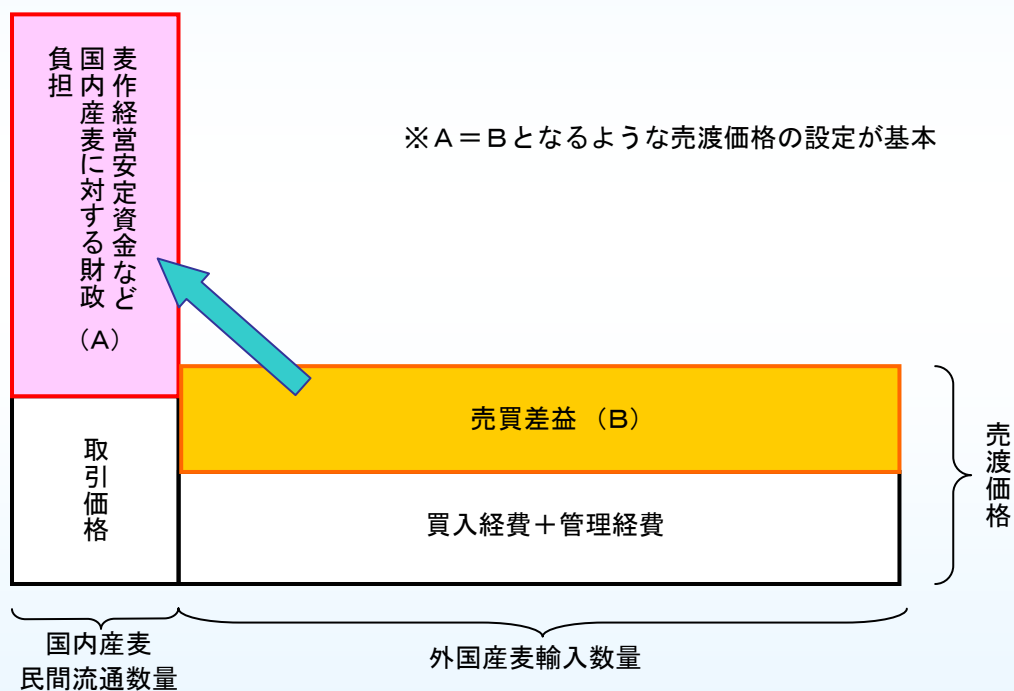


注1：オーストラリア産大粒大麦の価格である。

注2：コスト価格は実績に基づく試算値であり、管理経費等(事務人件費、保管料、安全性対策費、港湾諸掛等)を含む。

- 内麦助成金及び管理経費については、従来、コストプール方式の下、マークアップを充当してきたところですが、さらに最近では多額の財政資金も投入しています。マークアップについては、当面、引き続き、国家貿易等麦の制度運営に係る管理経費に充当する必要があります。

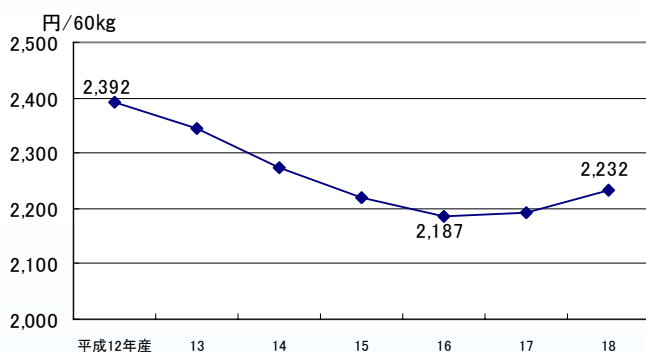
● コストプール方式（小麦）の概念図



○ 内麦助成金等の負担については、

- ① 国内産麦は、外国産麦に比べるとその比率は小さいものの、消費者の安全・安心志向の高まりを背景に需要が増加し地産地消が推進されている等、麦加工産業にとって重要な役割を担っていること
  - ② 小麦・大麦は国家貿易により安定供給が図られているが、小麦と競合関係にある小麦粉・小麦でんぷん等も国家貿易により管理されている。また、同じく競合関係にある小麦粉調製品・パスタ等の麦加工品についても、最近では輸入が増加しているものの、一定の関税が賦課されており、麦加工産業は、全体として相応の対外競争力を有していること
  - ③ 以上の観点を踏まえ、従来から実需者が内麦助成金について負担を行ってきたこと
  - ④ 厳しい財政事情を勘案する必要があること
- 等から、当面、引き続き、実需者に求めることが妥当と考えられます。

● 民間流通麦の入札価格(加重平均)とミスマッチ率(小麦)



● 内麦原料製品を製造する業者数

	めん	パン
平成4年	174	90
平成16年	247	308

ミスマッチ率 7.0% → 2.0%

● 小麦等と競合関係にある品目の国境措置 (2004年以後の関税率)

	主な品目	一次税率	二次税率
品目 国家貿易	○ 小麦	無税(マークアップ上限:45.20円/kg)	55円/kg
	○ 小麦粉	25%(マークアップ上限:62.60円/kg)	90円/kg
	○ 小麦でん粉	25%(マークアップ上限:99.60円/kg)	134円/kg
以外 国貨品目	○ 小麦粉調製品((小麦粉の含有量85%以下)	16%、23.8%、24%、28%	
	○ スパゲティ・マカロニ類	30円/kg	
	○ ビスケット	13%、15%、20.4%	

○ その水準については、

- ① 国際規律の強化や中長期的な貿易自由化(内外価格差の縮小等)の流れにも対応しうるよう、麦加工産業の国際競争力の強化に十分留意したものとすること
- ② 麦に対する財政支出についても、今後の経済社会の変化等を踏まえれば、納税者負担についてさらに制約が強まることに十分留意することが必要です。

● 国内産麦の生産振興に要する経費と外国産麦の売買差益の推移 (小麦・大麦・はだか麦計)

	平成12年産	13	14	15	16
内麦生産量(千トン)	903	906	1,047	1,054	1,059
内麦振興費(億円)	911	921	1,067	1,060	1,055
外麦差益(億円)	778	629	524	755	753

○ 品目横断的経営安定対策の導入は、麦作経営安定資金等既存制度・施策からの転換となります。その転換に際しては、麦のマークアップの用途に関し、マークアップが実需者負担であり、ひいては消費者負担であることに十分留意する必要があります。

#### (4) 管理コストの削減

- 管理コストの削減を引き続き図る必要があります。このため、例えば、
- ① 保管料単価について、麦加工産業の利便性に配慮しつつインフラ条件の整ったサイロでの在姿渡販売を行っていることから市場メカニズムが働きにくい実態にあるが、倉庫業を取り巻く市場動向等を反映して定期的に見直しを実施
  - ② 積来船について、各港における港湾能力も勘案しつつ4万トン級の大型船を一層活用する必要があります。

#### ● 外国産小麦の保管料の推移

年度	保管料 (百万円)	保管料 単価 (円/100kg)	適正在庫 水準	年間平均 在庫 (千トン)
12	8,584 (▲3%)	19.15	2.3ヶ月	1,058
13	8,749 (+2%)	〃	〃	1,091
14	8,997 (+3%)	18.19 (▲5%)	〃	1,171
15	7,692 (▲15%)	〃	〃	1,005
16	7,531 (▲2%)	〃	〃	960
17	—	〃	2.0ヶ月 (▲0.3ヶ月)	—
18	—	17.83 (▲2%)	1.8ヶ月 (▲0.2ヶ月)	—

保管料の減少要素

- ① 保管料単価の引下げ  
14年度に5%引下げ  
18年度に2%引下げ
- ② 在庫水準の適正化  
17年度に0.3ヶ月分圧縮  
18年度に0.2ヶ月分圧縮

注1：保管料及び年間平均在庫は実績値であり、17年度については集計中、18年度については未確定である。  
 注2：保管料単価は、営業倉庫1期当たり円/100kg、甲地（都市部）。  
 注3：（ ）内は前年対比。

#### ● 大型船の活用状況

年度	輸入麦積来船数（隻）				合計
	2万t	2.1万t	2.5万t	3~4万t	
12	236	—	51	—	287
13	231	—	40	1(0)	272
14	191	—	52	2(0)	245
15	188	8	48	3(1)	247
16	180	18	41	10(8)	249
17	156	12	44	14(10)	226

(試算) 4万トン級大型船の節減効果  
(通常船2万トン級との比較)

一船(4万トン)あたり 約18百万円  
 10船(H16年度) × 18百万円 = 約1.8億円

注1：実際の傭船費は相場により変動するため、あくまで試算上の節減効果である。  
 注2：為替は1ドル=110円(支出官レート)を使用。  
 注3：コスト削減には、大型船の採用のみでなく、各港の港湾能力等を勘案した適切な配船が必要である。

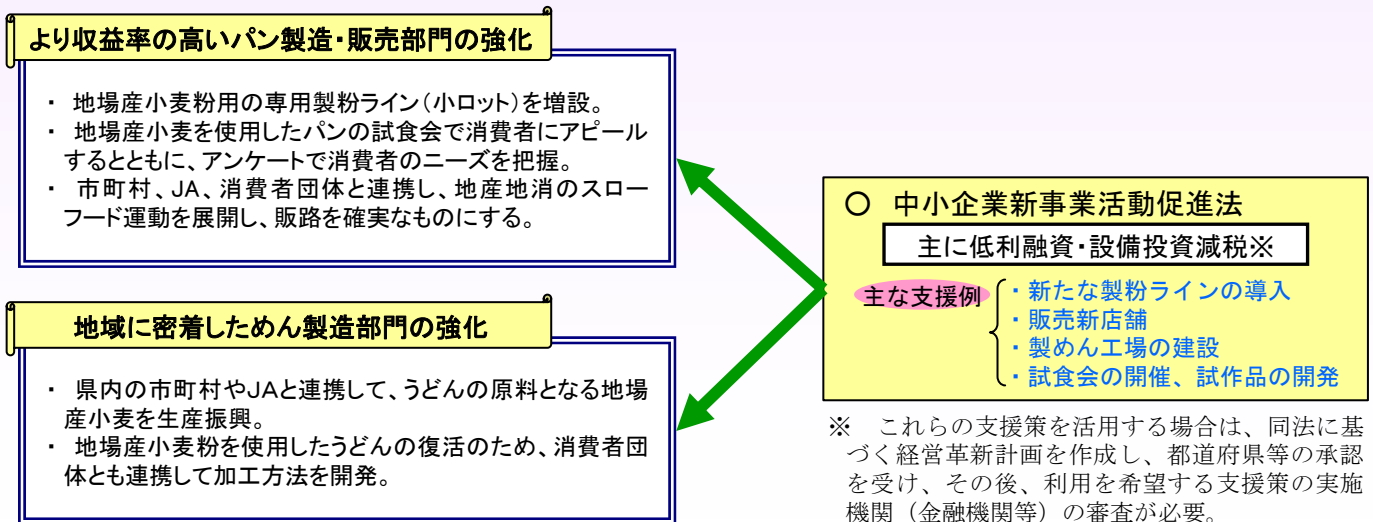
注：3~4万tの欄の（ ）内の数値は、複数銘柄を積合わせた船数である。

## 4 麦加工産業対策の推進

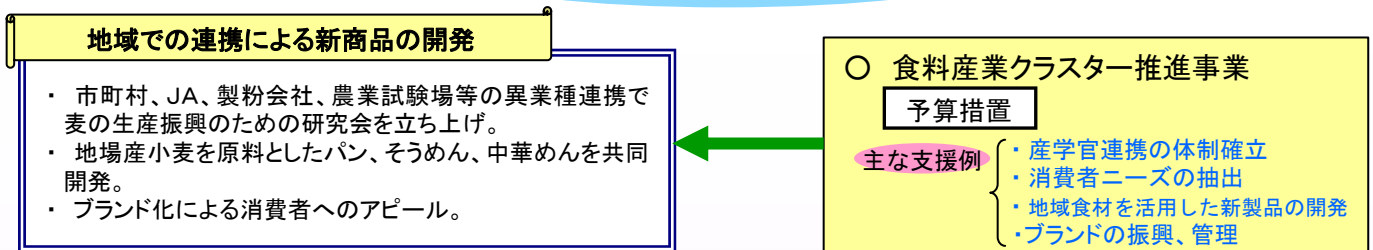
- 麦加工産業の体質強化について、その自主的な取組を促進するため、「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新の取組や、「産業活力再生特別措置法」の適用等を通じ、国内産麦を活用した新商品・新技術の開発、製造設備の集約等に対する支援を実施する必要があります。

### ● 中小製粉企業の経営体質強化に向けた取組例及びそれに対する支援措置

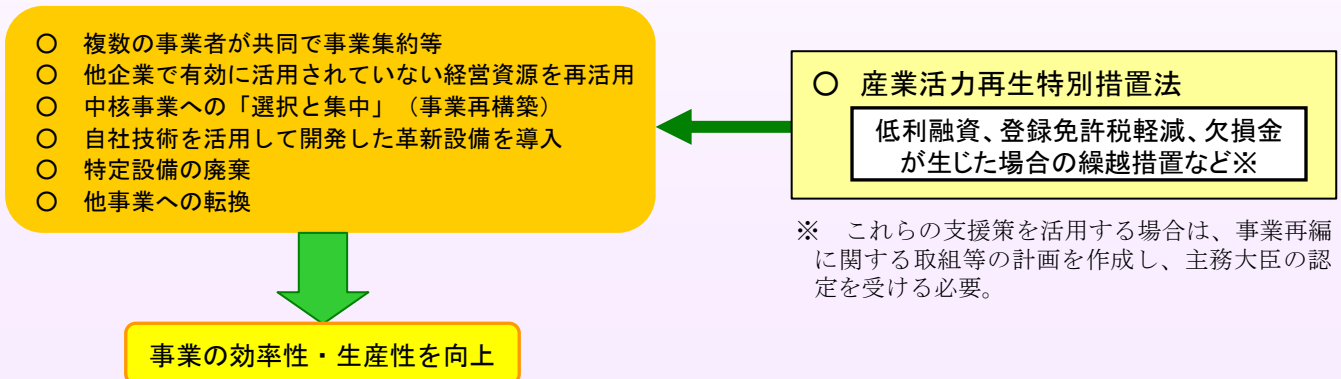
#### 個々の企業の主体的取組に対する支援



#### 地域と連携した取組に対する支援



### ● 小麦粉供給体制の合理化・効率化の取組例及びそれに対する支援措置



## 地方農政局・地方農政事務所一覧

局・事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
北海道農政事務所	060-0004	札幌市中央区北4条西17丁目19-6	011(642)5485	011(612)3793
東北農政局	980-0014	仙台市青葉区本町三丁目3番1号(仙台合同庁舎)	022(221)6169	022(217)4180
	983-0038	仙台市宮城野区新田2-22-1(食糧部)	022(236)6661	022(238)7448
東北農政局青森農政事務所	030-0802	青森市本町2-10-4	017(775)2154	017(775)2162
東北農政局岩手農政事務所	020-0013	盛岡市愛宕町13-33	019(624)1125	019(654)8889
東北農政局秋田農政事務所	010-0951	秋田市山王7-1-5	018(862)5613	018(862)5168
東北農政局山形農政事務所	990-0023	山形市松波1-3-7	023(622)7231	023(622)7294
東北農政局福島農政事務所	960-8107	福島市浜田町1-9	024(534)4144	024(535)0986
関東農政局	330-9722	さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館	048(740)0100	048(601)0549
関東農政局茨城農政事務所	310-0061	水戸市北見町1-9	029(221)2186	029(233)9550
関東農政局栃木農政事務所	320-0806	宇都宮市中央2-1-16	028(633)3311	028(636)3812
関東農政局群馬農政事務所	371-0025	前橋市紅雲町1-2-2	027(221)1181	027(221)0928
関東農政局千葉農政事務所	260-0014	千葉市中央区本千葉町10-18	043(224)5611	043(221)0790
関東農政局東京農政事務所	100-0004	千代田区大手町1-3-3(大手町合同庁舎第3号館5階)	03(3214)7314	03(3214)7326
関東農政局神奈川農政事務所	231-0003	横浜市中区北仲通5-57(横浜第二合同庁舎)	045(211)1334	045(211)1337
関東農政局山梨農政事務所	400-0031	甲府市丸の内3-5-9	055(226)6611	055(237)4478
関東農政局長野農政事務所	380-0846	長野市旭町1108(長野第二合同庁舎)	026(233)2994	026(235)1657
関東農政局静岡農政事務所	420-8618	静岡市葵区東草深町7-18	054(246)6125	054(246)8812
北陸農政局	920-8566	金沢市広坂2丁目2番60号(金沢広坂合同庁舎)	076(232)4206	076(232)4218
	921-8031	金沢市野町3-1-23(食糧部)	076(241)3154	076(244)2465
北陸農政局新潟農政事務所	951-8035	新潟市船場町2-3435-1	025(228)5213	025(223)7288
北陸農政局富山農政事務所	930-0048	富山市白銀町8-9	076(421)6142	076(421)5342
北陸農政局福井農政事務所	918-8555	福井市つくも2-11-21	0776(35)3225	0776(36)1796
東海農政局	460-8516	名古屋市中区三の丸1-2-2	052(223)4609	052(219)2673
	466-0857	名古屋市昭和区安田通4-8(食糧部)	052(761)3786	052(761)3783
東海農政局岐阜農政事務所	500-8288	岐阜市中鶉2-26	058(271)4044	058(274)0656
東海農政局三重農政事務所	514-0006	津市広明町415-1	059(228)3152	059(228)7056
近畿農政局	602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町京都農林水産総合庁舎	075(414)9741	075(414)1384
近畿農政局滋賀農政事務所	520-0806	大津市打出浜3-49	077(522)4274	077(523)5977
近畿農政局大阪農政事務所	540-0008	大阪市中央区大手前1-5-44(大阪合同庁舎第1号館6階)	06(6943)9691	06(6943)9698
近畿農政局兵庫農政事務所	650-0024	神戸市中央区海岸通29(神戸地方合同庁舎5階)	078(331)9945	078(331)9948
近畿農政局奈良農政事務所	630-8307	奈良市西紀寺町13	0742(23)2861	0742(23)1833
近畿農政局和歌山農政事務所	640-8143	和歌山市二番丁2(和歌山地方合同庁舎)	073(436)3831	073(436)5004
中国四国農政局	700-8532	岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086(224)9411	086(232)7225
	700-0985	岡山市厚生町3-2-6(食糧部)	086(223)3131	086(232)4609
中国四国農政局鳥取農政事務所	680-0845	鳥取市富安2-89-4(鳥取第一地方合同庁舎5階)	0857(22)3131	0857(23)8577
中国四国農政局島根農政事務所	690-0001	松江市東朝日町192	0852(24)7311	0852(27)8858
中国四国農政局広島農政事務所	732-0803	広島市南区南蟹屋2-1-21	082(281)2113	082(283)7219
中国四国農政局山口農政事務所	753-0042	山口市惣太夫町3-8	083(922)5200	083(928)0736
中国四国農政局徳島農政事務所	770-0943	徳島市中昭和町2-32	088(622)6133	088(655)0904
中国四国農政局香川農政事務所	760-0018	高松市天神前3-5	087(831)8153	087(831)8156
中国四国農政局愛媛農政事務所	790-8519	松山市宮田町188番地 松山地方合同庁舎	089(932)1177	089(932)1874
中国四国農政局高知農政事務所	780-0056	高知市北本町1-8-11	088(875)2151	088(872)7531
九州農政局	860-8527	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎	096(353)7608	096(324)1439
	860-0831	熊本市八王寺町1-20(食糧部)	096(378)3171	096(378)9910
九州農政局福岡農政事務所	812-0018	福岡市博多区住吉3-17-21	092(281)8261	092(291)6072
九州農政局佐賀農政事務所	840-0803	佐賀市栄町3-51	0952(23)3133	0952(23)3657
九州農政局長崎農政事務所	850-0032	長崎市興善町5-3	095(822)7210	095(826)8105
九州農政局大分農政事務所	870-0047	大分市中島西1-2-28	097(532)6131	097(532)2276
九州農政局宮崎農政事務所	880-0801	宮崎市老松2-3-17	0985(22)3181	0985(22)5813
九州農政局鹿児島農政事務所	892-0817	鹿児島市小川町3-64	099(222)0121	099(223)5446
沖縄総合事務局食料流通課	900-8530	那覇市前島2-21-13ふそうビル3階	098(866)0155	098(867)4001

**農林水産省 総合食料局 食糧部 食糧貿易課**

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL. 03 (3502) 8111 (内線5835(企画班))

総合食料局ホームページ <http://www.syokuryo.maff.go.jp/>